

# ラオス投資ガイドブック

**2023**

(2023年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援課

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が、現地法律事務所 One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.と共同で作成し、2023年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

第1章	土地関連ビジネスに関する合意について.....	1
第2章	農作物加工業に関する合意.....	3
第3章	ラオスの観光産業関連事業について.....	6
第4章	ラオスの宿泊業（ホテルやゲストハウス、不動産賃貸業）について.....	8
第5章	ラオスにおける飲食業に関する事業について.....	12
第6章	ラオスにおける判決の執行について.....	15
第7章	郡レベルの紛争解決に関するガイドライン.....	18
第8章	外貨管理法の改正について.....	20
第9章	両替業と為替レートについて.....	22
第10章	最低賃金の改正について.....	24
第11章	税法改正に伴う付加価値税に関する改正.....	26
第12章	改正税法に基づく法人所得税の改正.....	30
第13章	改正税法に基づく物品税率の改正.....	34
第14章	電子商取引に関する税務.....	36
第15章	経済特区（SEZ）における税務の実施状況.....	39
第16章	ラオスにおけるタックス・インボイス.....	40
第17章	個人所得税納税者登録番号（“PTIN”）および TAX RIS に関するアップデート..	42
第18章	付加価値税インボイスの管理.....	44
第19章	ラオス財務報告基準（以下、LFRS）の導入に関する最新情報.....	47
第20章	LFRS の実務上の問題点.....	50
付録	IFRS と LFRS の主な相違点.....	52

# ラオス投資ガイドブック 2023

## 第1章 土地関連ビジネスに関する合意について

### 1. 背景

ラオスでは16年ぶりに土地法が改正され、2020年8月に「改正土地法」が施行されている(詳細はジェトロ HP「[ラオス投資ガイドブック 2021-ジェトロ](#)」を参照のこと)。同土地法には、土地に関する事業については、第156条から第158条に事業の種類と条件の一部等が規定されているのみで、詳細は記載されていなかった。

ラオス天然資源環境省は、土地に関する事業を全国統一的に管理するため、2022年8月25日付で「**土地関連事業に関する天然資源環境大臣による合意(No.4392)**(以下、「合意」)を発行した。同合意においては、土地関連事業におけるマネー・ローンダリング(資金洗浄)およびテロ資金供与対策に関する規定も含まれている(第30条、第31条)。

ラオスの土地は、ラオス憲法第17条において、「国家共同体の所有に属し」とあるとおり、何人も土地を所有することができず、「永久的土地使用权」が、ラオス国籍者のみに認められている。このようなシステムの中、外国人や外国法人がどのようなかたちで、土地関連事業に参入できるのか合意の中で明文化されている。

### 2. 土地関連事業の種類と事業者の条件

土地に関する事業は、以下のとおり4種類ある(第14条)。

- (1)土地の測量サービス業
- (2)土地の査定・評価サービス業
- (3)土地使用权の売買業
- (4)土地使用权の売買に関するコンサルティング<sup>1</sup>およびその他土地に関連するサービス業

上記2「土地関連事業の種類と事業者の条件」の事業の中で、外国人<sup>1</sup>、外国法人が参入できるのは、(1)土地の測量および(2)査定・評価に関するサービス業のみと規定されており、土地使用权を取り扱う業務は許可されていないため、留意する必要がある(第6条)。

---

<sup>1</sup> 外国人：①ラオス国籍以外の国籍を保有し、ある任務のため契約に基づき、もしくは期限付きで一時的ないし長期的に滞在している外国人②ラオス領土内に暮らしている国籍を持たない無国籍者③ラオス永住権を所有している外国人④ラオス国籍を保有している外国人

### 3. 土地関連事業許可証(以下、事業許可証)の申請手続き

企業登録後に、別途事業許可証を取得する必要があるため、申請から事業許可書の発行までの手続きは以下のとおり。

#### (1)申請書類の審査(第 10 条)

第 7 条に記載の必要書類を揃えて天然資源環境省土地局または県レベル・首都ビエンチャンの天然資源環境局(以下、天然資源当局)へ提出する。天然資源当局は、5 営業日以内に書類を審査する。

#### (2)事業における最終的な利益取得者および法人管理者の審査(第 11 条、第 25 条から 29 条)

マネー・ローンダリング(資金洗浄)およびテロ資金供与対策として、当局内部ガイドラインに従い審査が行われる。主に、会社の取締役、株主、幹部の履歴、事業資金源のチェック等が行われる。また、事業開始以降も、役員等に変更があった場合など適宜審査が行われる。

#### (3)法人事務所の現地査察(第 12 条)

天然資源当局による現地査察実施日の遅くとも 3 日前に文書にて通知がある。査察では、主に事業実行可能性調査(フィージビリティスタディ)の報告書に基づき、専門家などの人材が適切に配置されているか、機材等が揃っているかなど、情報収集が行われる。当局による査察は、最大で 10 日間実施される。

#### (4)事業許可証の発行(第 13 条)

中央の商工省から企業登録書が発行されている場合は、天然資源環境省土地局へ事業許可申請を行い、天然資源環境大臣による合意が出されてから 3 営業日以内に当局から事業許可証が発行される。

県レベル・首都ビエンチャンの商工局から企業登録書が発行されている場合は、県レベル・首都の天然資源環境局へ事業許可申請を行い、県知事またはビエンチャン都知事の合意が出されてから 3 営業日以内に天然資源当局から事業許可証が発行される。

事業許可証は、3 年間有効で更新することが可能。ただし、更新の時期は、期限満了の 90 日前に更新手続きを行う必要があるため、留意が必要である(第 21 条)。

### 4. 土地関連事業者の責務について

すでに土地関連事業を行っている事業者で、同合意に従い事業許可証を取得していない場合は、事業者の責任で適切な事業許可証を合法的に取得する必要がある。事業許可証を取得しないで事業を行っていることを天然資源当局から指摘された場合は、6 か月以内に事業許可証を取得する必要がある。6 か月を超えても取得していないことが発覚した場合は、指導、罰金などの罰則が科せられたり、民事による損害賠償金の支払いまたは刑事事件として提訴されることもある(第 52 条)。

## 第2章 農作物加工業に関する合意

### 1. 背景

ラオスは、人口の約 65%が農業に従事しており、主要な農産物は、コメ、キャッサバ、さとうきび、バナナ、トウモロコシなどがある。大量生産を目的とした農業を行ってこなかったため、また、経済的にも農薬を使用する余裕がない農家が多く、農薬の使用歴が少ない土地が多く残されているといわれている。

オーガニック商品への関心が高まる中、近年このようなラオスの土地に注目をして、農業分野で進出する個人事業主や企業が日本も含め増えている。一方、農産物の加工技術が未熟なため、海外へ輸出するできるほどの品質や基準を満たしていない商品が多く、海外への販路拡大が難しい状況にもある。

そこで、農林省は、ラオス政府の目指すクリーンな農業とラオスの農産物の付加価値を高めることを目的として「**農産物加工工場管理に関する大臣合意(以下、合意)**」を 2022 年 8 月 19 日付で発行した。同合意は、主に農産物加工工場(以下、「加工工場」)の稼働に必要な許可等について規定されている。

### 2. 加工工場の規模と登録資本金について

加工工場は、機械の馬力または労働者の人数によって、工場の規模が、以下の表のとおり区分される。会社設立に必要な登録資本金は、工場の規模に基づき決定されるが、どの規模においても、投下資本金総額の 30%を下回することは認められない(第 12 条)。

規模	馬力	労働者の人数
大	201 馬力以上	201 人以上
中	51 馬力以上 200 馬力以下	51 人以上 200 人以下
小	10 馬力以上 50 馬力以下	10 人以上 50 人以下

### 3. 加工工場設立許可

加工工場の設立の前に、投資しようとする者は、農林省へ事業計画書を提出する必要がある。計画書の合意が得られたのちに、加工工場の設立許可の取得へ進むことができる。

#### (1) 申請条件

工場設立許可申請の条件は以下のとおり(第 6 条)。

- ①会社法に基づき設立された法人であること。
- ②資本金、機械、機器および車両などが揃っていること。
- ③農産物加工に関する学位(資格)、職歴、経験を有する技術者がいること。
- ④工場を建設する土地、生産地または原材料の産地があること。

## (2) 許可申請書類

工場設立許可申請に必要な書類は、第7条に以下のとおり規定されている。なお、⑦について、自社による初期環境評価および環境評価の作成は認められず、天然資源環境省に登録されている環境コンサルタント会社が評価を行い、発行した証明書しか認められないため(環境影響評価に関する首相令第4条)、留意が必要である。

- ① 農林水産省所定の加工工場設立許可申請書
- ② 実行可能性調査報告書(FS)(記載項目：i)事業概要、ii)工場建設の概要、技術面、iii)製造、労務面 iv)事業の裨益効果(第8条))
- ③ 企業登録書写し(商工業省管轄)
- ④ 納税証明書写し(財務省管轄)
- ⑤ コンセッション事業の場合は、投資許可証の写し(計画投資省管轄)
- ⑥ 銀行の残高証明書の写し
- ⑦ 環境影響評価証明書の写し(天然資源環境省管轄)
- ⑧ 土地/建物賃貸契約書の写し、土地所有権譲渡証書または土地権原証明書の写し
- ⑨ 工場建設許可証の写し(公共事業運輸省管轄)

## (3)加工工場建設までの流れ

農林省が、上記(2)の書類を完全に受理後、工場建設までの流れは以下のとおり(第9条~第11条)。

- ① FSの検討
- ② 工場建設予定地の現場視察(農林省農業局、県・郡の農林課、天然資源環境省、公共事業運輸省、工場が位置する村役場から担当者が参加)
- ③ 工場設立許可合意書発行の検討
- ④ 工場設立許可合意書発行後に建設開始

## 4. 加工工場業事業許可について

加工工場の事業を行うためには、企業登録後、加工工場設立許可を取得し、さらに加工工場事業許可を農林省より取得する必要がある(①企業登録(商工省)→②工場設立許可取得(農林省)→③工場建設許可取得(公共事業運輸省)→④工場建設→⑤加工事業許可証取得(農林省))。加工工場建設が完了していることおよび工場の試運転が完了していることが、加工工場事業許可取得の条件となっている(第14条)。試運転の期間は、90日以下と規定されており、その期間中は、製造した商品を販売等することはできない(第16条)。

加工工場事業許可取得に必要な書類は多くあるが、製造計画の詳細や廃棄物処理にかかる書類なども含まれている(第17条)。書類に不備・不足があるか否かについて、5営業日以内に書面で通知がある。書類が完全に揃ってから、5日以内に農林省の職員による、加工工場の視察が行われる。問題なくFSのとおり、加工工場が稼働可能であることが確認されると、加工工場事業許可証が発行される。許可証の有効期間は3年間で、更新が可能。

## 5. その他

同合意では、加工工場稼働後の管理規定について、衛生管理、廃棄物管理も含め、規定されている(第31条から第40条)。また、工場の拡張(第25条)、移転(第26条)譲渡・貸出・売却(第28条)、機械の移動(第27条)、相続(第29条)等に関する規定も定められている。

### 【コラム：規制に関するQ&A】 廃棄物に関する法律について

**Q** 電気機械（電機）や電子機器の廃棄物を対象とした制度、法律などはありますか？

**A** 電機や電子機器の廃棄に関して包括的に規定した法令は存在しません。環境保護法第37条において、ごみの種類は一般廃棄物と有害廃棄物の2種類のみで分類されています。

#### **環境保護法 Article 37 Types of Wastes**

*Wastes are categorized into two types:*

- 1. General wastes*
- 2. Toxic and hazardous wastes*

電機や電子機器が有害な物質に汚染されている場合は、2021年8月3日付「Decision on the Management, Monitoring, and Inspection of the Treatment and Disposal of Contaminated and Hazardous Waste No. 3649/MONRE」に従う必要があります。本決定は、有害物質で汚染された廃棄物の処理・処分が人の健康や環境への影響を最小化する手順や技術について規定しています。

ただし、有害物質であるPCB（ポリ塩化ビフェニル）が含まれている変圧器については、別途定めがあり、2020年12月30日付「Decision on the Management and Monitoring, Treatment, Disposal of Polychlorinated Biphenyls (PCBs) in the Transformer No. 5925/MONRE」に従う必要があります。本決定は、変圧器中のPCBおよびPCB汚染廃棄物の管理、監視、処理、処分に関して規定しています。

なお、ラオスは、有害廃棄物の国境を越える移動などの規制について取り決めたバーゼル条約の加盟国となっています。

その他、詳細な説明は省略致しますが、廃棄物に関する関連規定は以下のとおり存在しています。

- ①Decree on Waste Management from Health Care Facilities 2004
- ②Ministerial Instructions on Pollution Control 2015
- ③Ministerial Instructions on Hazardous Waste Management 2015
- ④Law on Chemicals Management 2016
- ⑤Decree on National Environmental Standards 2017
- ⑥Decree on Environmental Impact Assessment 2019
- ⑦Decision on the Pollution Control No. 1687/MONRE 2021\



## 第3章 ラオスの観光産業関連事業について

### 1. 背景

ラオスは、米ナショナルジオグラフィックによると、「2023年に訪れるべき25の目的地」の一つに選出され、今後も、世界から注目されており、新型コロナウイルスによる観光産業への打撃かの復興が期待されている。

情報文化観光省は、2013年に発行された「観光法」より以前の1993年に発行した「観光に関する事業の設立と活動に関する合意」を約30年ぶりに改正し、2022年9月30日付けで「観光業に関する情報文化観光大臣の合意(No.607)」を発行した。

ラオスの観光産業は、分野によっては、ラオス国籍者にしか許可されない事業もあり、留意する必要がある。なお、宿泊業に関しては、同合意に含まれず、別途合意が出されているため、第4章を参照されたい。

### 2. 観光事業者に対する免税恩典(第9条)

ラオス国内で調達できないもので、事業に必要な機材等を輸入する場合は、関連する法令に従い、関税や税金が免税となる場合がある。

### 3. 外資規制(第11条)

次の事業に関しては、ラオス国籍者のために保護されている事業であり、外国人は参入することができないため、留意する必要がある。

- 1) 外国人のラオス国内旅行を取り扱う事業(インバウンド事業)
- 2) 特定の地域(Specific Area)において、国内外の旅行者へサービスを提供する事業

特定の地域については、同合意の第16条に「旅行業者が属している郡や都市にある特定の地域の観光地」との記載があるのみで、具体的に観光地が指定されているわけではない。

### 4. 会社設立および事業許可証の取得

観光関連事業を行うものは、商工省、都・県商工局にて会社の登記を行う。その後、情報文化観光省の管轄下にあるワンストップサービスにて、事業許可証を取得する流れとなる。

#### (1) 観光業の種類

観光業は2種類あり、ツアーオペレーター (Tour Operator) と旅行代理店 (Travel Agency) に分けられる (第12条)。

Tour Operator は、インバウンドおよび/またはアウトバウンドを扱う会社、ラオス国内旅行を扱う会社および特定の地域(Specific Area)を取り扱う会社が含まれ (第13条)、それぞれ、権利と義務が規定されており、法令上は、明確化されている (第14条から第17条)。

## (2)登録資本金

登録資本金は、取り扱う事業の種類によって以下のとおり分類されている。条件を満たせば、例えば、③の会社の形態を①へ移行して事業を拡大することは可能である(第 36 条)。

- ① インバウンドおよび/またはアウトバウンドを扱う会社: 15 億キープ以上
- ② 旅行代理店 (Travel Agency) : 10 億キープ以上
- ③ ラオス国内旅行を扱う会社: 5 億キープ以上
- ④ 特定の地域(Specific Area)を取り扱う会社: 1 億キープ以上

外国籍の個人、法人の場合は、登録資本金総額の少なくとも 30%以上のキープを保証金 (Deposit Money)としてラオス国内の商業銀行へ預ける必要がある(第 28 条 8 項)。

特にインバウンド/アウトバウンドを扱う事業者および旅行代理店は、年間 4 回 (1 カ月、3 カ月、6 カ月、1 年)、旅行者の情報、提供したサービスの内容、収益等を関連省庁へ報告する義務がある。

なお、理由なく 2 年以上事業活動を行っていない事業者は、閉鎖させられる場合がある(第 39 条)。

## (3)事業許可証の取得

商工省、都・県商工局で企業登録を行ったあと、情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービスにて、事業許可証の取得手続きを行う。事業許可の取得に必要な書類は以下のとおり(第 29 条)。

- ①事業許可証申請書
- ②旅行事業管理局所定の申請書
- ③企業登録書の写し
- ④企業登録申請書一式の写し
- ⑤事業主の顔写真

上記の必要書類を揃えて情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービス(以下、観光管理局)へ提出する。観光管理局は、関連する各機関と共同で書類を精査、会社の事務所を視察した後、完全に揃った申請書類を受理後、7 営業日以内に事業許可証を発行する。事業許可証は、有効期限は設定されていないが、発行日から 2 年後に事業継続許可を取得する必要がある、その後 2 年ごとに継続許可を行うことになる。事業継続許可に必要な書類として、納税証明書の写しなどが必要となる(第 29 条)。

## 第4章 ラオスの宿泊業（ホテルやゲストハウス、不動産賃貸業）について

### 1. 背景

ラオスは、コロナによる 2 年間の国境閉鎖期間中に、閉鎖したホテルや廃墟となってしまったゲストハウスが多くあるものの、他方で、首都ビエンチャンは、Double Tree by Hilton Vientiane、Amari Vientiane、Holiday Inn & Suites Vientiane などの外資系ホテルが建設途中にある(2023 年 1 月時点)。

2022 年 9 月 30 日付けで「観光業に関する情報文化観光大臣の合意(No.607)」を発行しているが(詳細は本ガイドブックの第 3 章を参照のこと)、観光産業分野に関連して、2021 年 12 月 14 日付で「宿泊施設に関する情報文化観光大臣の合意(No.985)」を発行、2022 年 11 月に施行されている。同合意は、1997 年発行の「ホテルとゲストハウスの営業管理に関する合意」の改正版である。

ラオスの宿泊業は、規模によっては、ラオス国籍者にしか営業が許可されない宿泊施設もあり、留意する必要がある。なお、同合意が施行される前から宿泊業を営んでいる事業者は、施行後 120 日以内に同合意で規定する宿泊施設の形態へ変更する必要があるため、すでにホテルやゲストハウスを経営されている事業者も注意が必要である。

同合意は、各種宿泊施設の定義からはじまり紛争解決まで、全 62 条から構成されている。

### 2. 適用の範囲

同合意は、旅行者が一時的に宿泊するホテルやゲストハウスのみならず、不動産賃貸業(アパートメント、住宅、コンドミニアム等)も含む。

ただし、政府が所有する施設、宗教関連の施設、利益が伴わない施設、常時経営していない施設は含まない(第 6 条)。なお、ホテルは 20 部屋以上、ゲストハウスは 10 部屋以上の宿泊施設を指す(第 3 条)

### 3. 推奨地域、格付け、免税恩典

#### (1)推奨地域

推奨地域は以下のとおり、3 地域に区分され、免税恩典が受けられるのは、第 1 地域と第 3 地域(経済特区)と規定される(第 8 条)。

- 第 1 地域:僻地、経済・社会インフラが未整備であり、投資およびビジネスが難しい地域
- 第 2 地域:基本的な経済・社会インフラが整っており、投資環境が整備されている地域
- 第 3 地域:経済特区

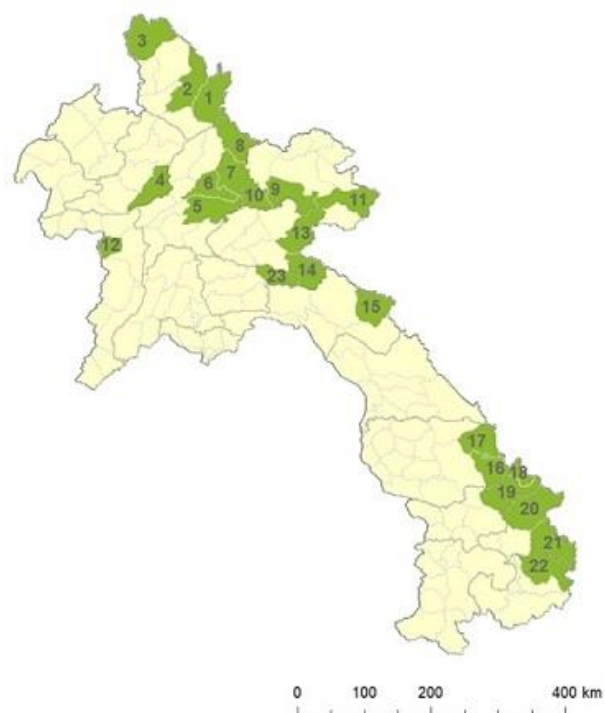


図.ラオスの地域区分（緑色の数字を振っている郡は第 1 地域、その他は第 2 地域に分類される。）

出所：2021年5月14日付「法人税および国土のリース・コンセッション費に係る投資優遇についての計画投資省大臣ガイドライン（No.0760/MPI）」よりジェトロ作成

## (2)免税恩典

第 1 地域において宿泊業を行う場合、宿泊施設の格付け(星の数<sup>2</sup>)によって、法人税の免税期間が異なる。第 2 地域において宿泊業を行う場合は、特段免税の恩典は与えられていない。また、第 3 地域（経済特区）において宿泊業を行う場合は、各経済特区の恩典措置に従うことになる。

宿泊施設の格付け	法人税免税期間	VAT 率(免税期間)	関税
五つ星	5 年	0%(1 年)	ラオス国内で調達できない器具、食品加工、製造機器、宿泊施設運営に直接関係するものなどは、免税の対象
四つ星	4 年	0%(1 年)	
三つ星	3 年	0%(1 年)	
二つ星	2 年	0%(1 年)	
一つ星	1 年	0%(1 年)	

<sup>2</sup> 情報文化観光省の発表によると 2022 年の全国のホテルは 759 軒、うち五つ星 10 軒、四つ星 14 軒、三つ星 24 軒、二つ星 17 軒、一つ星 14 軒である。

### (3)格付けについて

各宿泊施設は、事業許可証を取得後 1 年以内に、宿泊施設格付け委員会により、星の数が与えられる。その後、5 年ごとに評価の見直しが行われる。同委員会は、情報文化観光省副大臣をはじめ、各関係機関の代表者から構成されている。なお、どのような基準で格付けされるかについては、別途定める規定<sup>3</sup>に従うとある。

## 4. 外資規制

本合意の中では下記の宿泊施設に関しては、施設の規模および投資額が少額の場合、ラオス国籍者に対して事業が保全されており(第 20 条)、外国人は参入できない場合があるため、留意する必要がある。なお、ホステルは、10 部屋以上ある宿泊施設で、共同スペースが多い形態を指す(第 3 条)。

- ホステル
- ゲストハウス
- 賃貸住宅(不動産賃貸業)
- 集合住宅(不動産賃貸業)

### 観光業の外資規制

観光開発事業の中で、ツアーガイド、観光ガイドおよび宿泊施設に関するビジネスは、ラオス国籍者のための保全リスト、条件付きビジネスリストおよびネガティブリストにて、外資規制および許可取得要件について、次のとおり規定されている。

2015 年 7 月 13 日付「ラオス国籍者のみに保全される事業リスト(No.1328)」によれば、短期宿泊施設(ゲストハウス、リゾート、一つ星および二つ星のホテルを指す)の場合、ラオス国籍に保全される事業に該当し、外資の参入は不可能となっている。

2015 年 7 月 13 日付「外国人投資家の条件付きビジネスリストに関する通達 (No.1327)」によれば、三つ星から五つ星のホテル事業の場合、外国投資の場合、内国資本と外国資本の合弁会社の形態をとる必要がある。また、同ビジネスリストによれば、外国企業は 60%までしか株式を保有することができないと規定されている。

他方、過去に行った観光局での聞き取り調査においては、観光法には明確に外資規制に関して規定していないが、一定の条件を満たせば、例外的に外資 100%での会社設立を認めているケースがある。その条件については、事業計画書(建設図面も含む)等に基づき、総合考慮の上、判断されるとの回答を得ている。

<sup>3</sup> 2007 年 2 月 26 日付「ラオスにおけるホテルおよびゲストハウス格付け基準に関する合意(No.060)」

## 5. 会社設立および事業許可証の取得

宿泊施設連事業を行うものは、商工省(局)にて会社の登記を行う。企業登録後、情報文化観光省の管轄下にあるワンストップサービスにて、事業許可証を取得する流れとなる。

### (1)登録資本金

最低登録資本金は、宿泊施設の規模によって以下のとおり規定されている(第 26 条)。

- ① 100 室以上の宿泊施設(不動産賃貸業も含む):50 万 USD 以上
- ② 50~99 室までの宿泊施設(不動産賃貸業も含む):10 万 USD 以上
- ③ 10~49 室までの宿泊施設(不動産賃貸業務含む):1 万 USD 以上
- ④ 9 室以下の宿泊施設(不動産賃貸業務含む):登録資本金の規定なしおよび事業許可証は発行しない。

なお、外国人で賃貸業やコンセッション事業にかかわる個人、法人に登録資本金は、投資奨励法および関連法令に基づく(第 26 条)。

### (2)事業許可証の取得

商工省(局)で企業登録を行ったあと、情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービスにて、事業許可証の取得手続きを行う。事業許可の取得に必要な書類は以下のとおり(第 19 条)。

- ① 事業許可証申請書
- ② 企業登録書の写し
- ③ 企業登録申請書一式の写し
- ④ 就業規則の写し
- ⑤ 事業主の顔写真

上記に記載の必要類を揃えて情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービスへ提出する。ワンストップサービスは、関連する各機関と共同で書類を精査、完全に揃った申請書類を受理後、7 営業日以内に事業許可証を発行する。事業許可証は、有効期限は設定されていないが、1 年ごとに事業継続許可を行う。事業継続許可に必要な書類は、納税証明書の写しなどが必要となる(第 19 条)。

## 第5章 ラオスにおける飲食業に関する事業について

### 1. 背景

ラオスは、2022年5月9日より、外国人観光客の隔離なしでの受け入れを全面的に再開した。情報文化観光省は、コロナ禍で観光需要が大きく落ち込んでいる状況を回復すべく、観光業に関する合意(詳細は同ガイドライン第3章を参照のこと)、宿泊施設に関する合意(詳細は同ガイドライン第4章を参照のこと)を発行し、続いて、「**飲食業に関する大臣合意(No986)**」を2021年12月14日付けで発行し、観光客の受け入れ環境の改善をはかっている。

ラオスの飲食業は、投資および施設の規模によっては、ラオス国籍者にしか営業が許可されない飲食施設もあり、留意する必要がある。なお、同合意が施行される前に飲食業を行っている事業者は、施行後120日以内に同合意で規定する飲食施設の形態へ変更する必要があるため、すでに飲食業を行っている事業者も注意が必要である。

同合意は、各形態の飲食施設の定義からはじまり、全63条から構成されている。

### 2. 適用の範囲

同合意では、飲食業として企業登録を行い、事業許可証を取得している利益を追求するすべての飲食業の形態が対象となります。

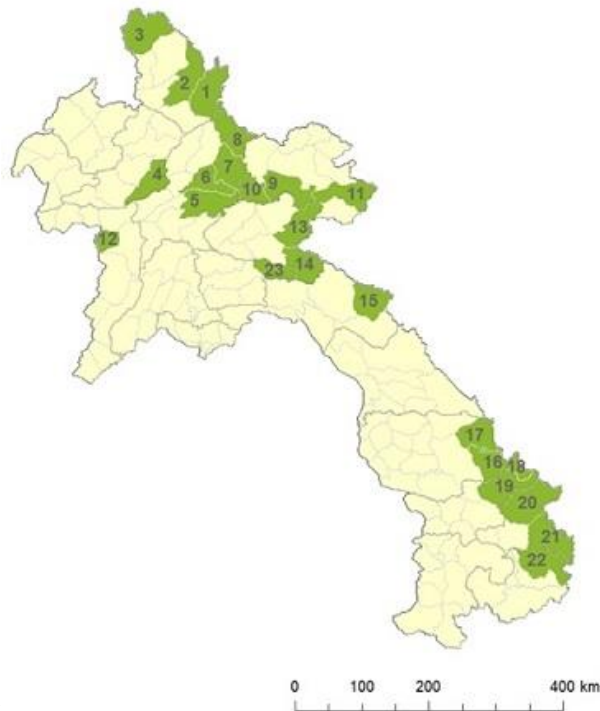
ただし、露店、市場、リアカー/自転車/バイク/天秤棒での行商、公務員、宗教施設、僧侶への飲食提供、炊き出し等の常設ではない、利益を伴わない飲食業の形態は含まない(第6条)。

### 3. 推奨地域、格付け、免税恩典

#### (1)推奨地域

推奨地域は以下のとおり、3地域に区分され、免税恩典が受けられるのは、地域1と地域3(経済特区)と規定されている(第8条)。

- 地域1:僻地、経済・社会インフラが未整備であり、投資およびビジネスが難しい地域
- 地域2:基本的な経済・社会インフラが整っており、投資環境が整備されている地域



➤ 地域 3:経済特区

図.ラオスの地域区分（緑色の数字を振っている郡は第 1 地域、その他は第 2 地域に分類される。）

出典：2021年5月14日付「法人税および国土のリース・コンセッション費に係る投資優遇についての計画投資省大臣ガイドライン（No.0760/MPI）」よりジェトロ作成

## (2)免税恩典

地域 1 において飲食業を行う場合、飲食施設の格付け(ドークチャムパー<sup>4</sup> (DokChampa) の数)によって、法人税の免税期間が異なる。地域 2 において飲食業を行う場合は、特段免税の恩典は与えられていない。また、地域 3 において飲食業を行う場合は、各経済特区の恩典措置に従うことになる。なお、地域 1 にある飲食店でも、衛生・安全面でラオス政府が定める基準を満たしていない場合は、恩典は与えられない場合がある(第 9 条)。

格付け	法人税免税期間	VAT 率(免税期間)	関税
Dokchampa5	5 年	0%(1 年)	ラオス国内で製造又は調達できない調理用品、加工機械など飲食業に直接関係のある器具等は、免税の対象となる。(第 10 条)
Dokchampa 4	4 年	0%(1 年)	
Dokchampa 3	3 年	0%(1 年)	
Dokchampa 2	2 年	0%(1 年)	
Dokchampa 1	1 年	0%(1 年)	

<sup>4</sup> ドークチャムパー (DokChampa) とは、ラオスの国花に指定されている花の名前で、飲食施設やゲストハウスの格付けに使用される。



### (3)格付けについて

各飲食施設は、事業許可証を取得後 90 日以内に、飲食業格付け委員会よりドークチャムパーの格付けが与えられる。その後、2 年ごとに、満期となる月に、事業評価が行われ、格付けの見直しが行われる。同委員会は、情報文化観光省副大臣をはじめ、各関係機関の代表者から構成されている。なお、どのような基準で格付けされるかについては、別途定める規定に従うと規定されている。

## 4. 外資規制

下記の飲食施設に関しては、施設の規模および投資額等を踏まえて、ラオス国籍者に対して事業が保全されており(第 21 条)、外国人は参入できない場合があるため、留意する必要がある。

- 49 席以下の飲食施設
- 露店、市場の中の飲食店、リアカー/自転車/バイク/天秤棒での行商

## 5. 会社設立および事業許可証の取得

飲食施設連事業を行うものは、商工省、県・都商工局にて会社の登記を行う。企業登録後、情報文化観光省の管轄下にあるワンストップサービスにて、事業許可証を取得する流れとなる。

### (1)登録資本金

最低登録資本金は、飲食施設の規模によって以下のとおり規定されている(第 27 条)。

- ① 100 席以上の飲食施設:10 万 USD 以上
- ② 50～99 席までの飲食施設:5 万 USD 以上
- ③ 20～49 席までの飲食施設:1 万 USD 以上
- ④ 19 席以下の飲食施設:登録資本金の規定なし。

### (2)事業許可証の取得

商工省(局)で企業登録を行ったあと、情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービスにて、事業許可証の取得手続きを行う。事業許可の取得に必要な書類は以下のとおり(第 20 条)。

- ① 事業許可証申請書
- ② 企業登録書の写し
- ③ 企業登録申請書一式の写し
- ④ 就業規則の写し
- ⑤ 事業主の顔写真

上記に記載の必要書類を揃えて情報文化観光省管轄下の最寄りのワンストップサービスへ提出する。ワンストップサービスは、書類を受理後、2 日以内に精査し、各レベルの情報文化観光管理局へ書類をまわし、当局が、7 営業日以内に事業許可証を発行する。事業許可証は、有効期限は設定されていないが、1 年ごとに事業継続許可を行う。事業継続許可に必要な書類は、納税証明書の写しなどが必要となる(第 20 条)。

## 第6章 ラオスにおける判決の執行について

### 1.背景

ラオスにおいては、2012年に民事訴訟法が改正されており、判決の執行手続きの詳細は、別途「判決執行法」に規定するとある(民事訴訟法第310条)。「判決執行法」は、2021年11月17日付で13年振りに改正され、2022年4月に施行されている。

改正後は、改正前は規定されていなかった財産の売却方法についても規定している。

### 2.判決強制執行命令について

裁判所は、判決を下した日から20日以内に判決の正本を作成する(民事訴訟法第250条)。判決の正本完成後5日以内に、判決執行機関(以下、執行機関)は、当事者を呼び出し、判決内容について説明を行い、民事上の責任、損害賠償に関する責任等の実行方法、判決執行期限等を決定する(判決執行法第18条、19条)。

上記で決定した執行期限内に、合意した内容が履行されなかった場合、期限日から数えて5日以内に、執行機関は、「判決執行命令書(以下、執行命令書)」を発出する(判決執行法第20条)。

判決執行機関の職員(以下、執行機関職員)が、「執行命令書」の内容を検討後、5営業日以内に、当事者を呼びだし、「執行命令書」の内容を確認し、判決を履行するように促す(判決執行法第20条)。

また、当事者が呼び出しに応じない場合は、以下の手続きとなる(判決執行法第22条)。

(1) 召喚状の送達先に当事者が不在であるという情報を入手した場合、執行機関職員は、その場所まで出向き、同居している近親者(配偶者、両親、子どもなど)から、当事者の代わりに召喚状を受領したことの署名を取得する(判決執行法第22条)。

(2) 当事者およびその近親者へ送達することができない場合、召喚状の住所地を管轄する村役場および当事者の最後の住所地に、「執行命令書」を掲示し、村長と覚書を結ぶ(判決執行法第22条)。

(3) 当事者および近親者、両方の住所が不明であり、召喚状を送達することができない場合、メディアを通じて通知する(判決執行法第22条)。

上記、(2)および(3)の方法で送達した場合、当事者は送達日から数えて15日後に「執行命令書」を受領したとみなされる(判決執行法第22条)。

### 3. 判決執行期限について

上記「2 判決強制執行命令について」のとおり、判決執行法第22条で規定された方法で執行機関が通知を行い、当事者は受領日から数えて30日以内に、当事者は、判決を履行する必要がある。

当事者が、任意に履行を拒否した場合、執行機関は、過去に差押等さえられていない、当事者の財産をリスト化して、財産の差押または押収命令を出す。また、30日以内に判決の履行が完了していない場合も、同様の措置がとられる。財産には、銀行の預金口座も含まれる。

なお、債権者は、当事者の財産に関する詳細について、文書にて情報を執行機関へ提供する義務がある。

#### 4. 財産の換価手続きについて

判決執行法第 26 条によると、財産の査定には、三つの方法がある。

##### (1)当事者による合意

##### (2)当事者からの提案に基づき専門家または法人による査定

当事者により合意できなかった場合に、専門家等による査定が行われる。執行機関は、日時、場所、対象となる財産等に関して、当該専門家に対して合意書を発行する。

##### (3)執行機関が選任した委員会(以下、委員会)による査定

上記(1)および(2)の方法で、価格が決まらない場合、委員会が査定を行う。同委員会のメンバーは、執行機関職員、政府組織の代表者、社会組織、専門家または査定経験者、村長等から構成される。

#### 5. 財産の売却について

価格が決定した後、売却の手続きが行われる(判決執行法第 34 条)。

##### 1)売却広告(判決執行法第 35 条)

当事者の合意または専門家による査定により売却額が決定した場合、執行機関は、当事者を裁判所に呼び、30 日以内に当事者または財産所有者自身で売却するように伝える。

委員会による査定額に不服申し立てがなくなってから 10 日以内に、執行機関は、当事者または財産所有者に対して、45 日以内に自身で売却を出すように、通知を出す。

上記の期限内に売却できなかった場合は、執行機関が新聞、雑誌、ラジオ、テレビ等を使用して、広く売却の宣伝を行う(30 日間)。

##### 2)売却方法(判決執行法第 36 条)

売却方法には、当事者または財産所有者自身が実施する方法と執行機関が実施する方法の二つがある。

##### ①当事者または財産所有者による売却

執行機関が査定した価格で売却する場合、査定額が債務額を上回る場合は、価格を下げて売却することは可能だが、強制執行にかかる手数料なども含めた総額を下回る価格で売却することはできない。

当事者の合意した額および専門家の査定額で売却する場合、査定額が債務額を下回る場合は、当事者が執行機関と債権者に対して、価格合意のための通知をする必要がある。

## ②執行機関による売却

メディアを使用した広告を出した後、購入者が現れても、当事者が売却することを承認しなかった場合、執行機関が、関係組織内で売却または入札により公売することを通知する。

## 6. 入札について

入札方法には、公開入札と非公開入札がある。両方ともに入札日の 10 営業日前に入札の詳細を開示する。

公開入札の場合は、一人何回でも価格を修正して入札することが可能となっている。

非公開の入札の場合は、落札者は、入札日から 3 営業日以内に落札額の少なくとも 10%を支払う必要がある。残額は、入札日から、30 営業日以内に支払う必要がある。落札者が途中で購入することをキャンセルした場合は、先に支払った額は返金されないため、留意が必要となる。また、落札後、満額支払いが完了するまで、または所有権の移転登録手続きが完了するまでは、落札した財産は執行機関の管理下にある。所有権移転に関連する手数料等は、すべて落札者の負担となる(判決執行法第 36 条)。

## 7. 立ち退きについて

差押・押収した財産に居住者がいる場合、執行機関は、退去命令を発出する。居住者に退去命令発出後 90 日以内に、立ち退く必要がある。転居先が見つからない場合、家財道具を保管する場所がない場合は、債権者が、居住場所を探したり、1 年を超えない期間で住居を賃貸する必要がある(判決執行法第 33 条)。

## 8. 差し押え・押収が禁止されている財産

判決執行法第 57 条によると、差押・押収が禁止されている財産は以下のとおり規定されている。

- (1)1 個につき 100 万キープを超えない額の当事者が所有する仏像などの神具
- (2)当事者の毎日の食べ物および治療薬
- (3)一人につき 500 万キープを超えない額の寝具、衣類、子どもの遊び道具、調理道具など
- (4)1 個につき 500 万キープを超えない額の職業に関連する器具・道具など

## 第7章 郡レベルの紛争解決に関するガイドライン

### 1. 背景

2021年12月に「村レベルの紛争解決に関する首相令」が施行されている。ラオス司法省は、三つの目的 ①同首相令を広め実施するため、②郡レベルの紛争解決を効率的、効果的に統一的に実施するため、③村レベルの紛争解決に関する手続きを実施可能な制度として展開するため、2022年7月21日付で「郡レベルの司法事務所、地方行政機関(準郡)、都市における紛争解決に関するガイドライン (No.943)」を発行した。

### 2. 郡レベルにおいて取り扱う紛争の種類(Ⅱ.2)

郡レベルの調停で取り扱うことができる紛争は、村レベルと同様に、民事関係、商事関係、家族関係、環境関係、労働関係、刑事関係、青少年犯罪となっている。原則、当事者からの訴状または要請をもとに調停手続きを進める。青少年犯罪の場合、紛争額が高額でなく、解決が困難ではない規模の紛争については、まずは、村レベルでの調停で解決するように促す。

### 3. 郡レベルの調停委員の選出について(Ⅱ.1)

郡の司法事務所長は、副所長を調停委員長として選任し、職員の中から、調停委員会メンバーとして二人選出する。選出された者は、県およびビエンチャンの司法局から全会一致の承認を経たのち、郡長、地方行政長、市長から認証される必要がある。

### 4. 調停の手続きについて

調停手続きは、「村レベルの紛争解決に関する首相令」の第28条から33条に規定されている手続きと同じであると規定されている。

#### (1) 訴状の提出

申立者が居住している郡または紛争が生じている郡の紛争解決チームに対して訴状を提出する。訴状を書くことができない場合は、口頭で訴えることも可能。口頭の場合は、紛争解決チームが内容を聞き取り、記録をとる。記録した内容を申立者に聞いてもらい、署名またはおよび拇印により、証拠とする。

#### (2) 訴状の受け取り

紛争解決チームは、訴状を受け取った後、3日以内に相手方に対して紛争の内容を説明する。相手方は、通知を受けて4日以内に自身の意見書を紛争解決チームへ送る。この場合、(1)で述べたように、口頭でも構わない。その場合は、同様の手続きを行う。

#### (3) 訴状の検討

当事者からの訴えを受けてから3日以内に紛争解決チームは、生じている紛争に関する覚書を用意する。必要に応じて、村長や司法省支局の専門家など関連する機関から意見を求める。

精査の結果、調停が可能であると判断した場合、当事者へ伝え、調停の準備（期日、場所、召喚状、招聘状の作成など）をする。

実務的には、期日の前日に知らされることもあり、ラオス国内に当事者が居住していない場合は、日程を延長し、再設定してもらう必要がある。なお、延長申請自体は比較的、容易に認められている（第 35 条）。また、代理出席も認められている。

#### **(4) 調停**

調停が始まると、はじめに申立者、次に相手方の順に意見を聞く。その後、第三者、家族・親せきの順に意見を聞く。そして、最後に招聘された者の意見を聞き、紛争解決チームは、法的な見解、常識的なアドバイス等を行うことで、平和的な手段で和解、合意する方法を検討する。

調停で当事者が合意したにもかかわらず、紛争当事者が、この調停調書の条項にすべて従わない場合、調停チームが意見を調停調書にまとめ、当事者に対して紛争解決のために自身の権利を使用することをアドバイスする。また、調停で合意に至らなかった場合も、同様のアドバイスを（第 38 条）。

### **5. 調停の効果(II.4)**

紛争解決の解決が、どのような結果であっても、調停調書を作成し、参加者全員の前で読み上げる。内容に間違いがないか確認をした後、参加者全員が署名・拇印をして証拠書類とする。調停調書は、ラオス語で作成されなければならない、当事者がコピーを 1 部ずつ保管する。

実務においては 調停調書は、手書きで作成されることがほとんどであり、内容が誤っていることもあるため、必ず署名前に弁護士等に確認してもらう必要がある。また、通常、調停が開かれる村の管理事務所には、コピー機などの IT 機器は備えていない場合が多く、全員が署名済みの書面のコピーを受け取るだけでも、1 時間以上待たされることがよくある。

調停により、お互いの合意が得られた場合は、合意内容が、ラオスの法律や伝統・慣習に反するものであってはならない。

調停で当事者が合意したにも関わらず、紛争当事者が、合意内容が実行できない場合、または一部しか実行できない場合は、調停委員会は、他の紛争機関で解決を促すため、意見書を発行する。

### **6. 調停費用について(II.5)**

調停にかかる費用は 1 回につき、手数料として 20 万キープを超えない額で、当事者が折半することと規定されている。ただし、村レベルでの調停手続きを経た事件については、20 万キープを支払う必要はない。

同じ事件に対して、再度、郡レベルで調停を行うことになった場合は、新規の事件として取り扱うため、手数料を再度支払う必要がある。

なお、当事者が生活の困窮を理由に、手数料を支払う能力がない場合は、村役場によって支払い能力がないことを証明されれば、手数料が免除される場合もある。

## 第8章 外貨管理法の改正について

### 1. 背景

2014年に施行された「外国為替管理法」が2022年7月7日付で改正され、2022年10月1日より「改正 外国為替管理法」として施行されている。

今回の改正においては、ラオス国内における外貨の使用に関する規定について、罰則規定も含めて、より具体的に規定されている。

### 2. ラオス居住者について

ラオス居住者は以下のとおり定義されており(第3条)、これら以外は、ラオス非居住者とみなす。

- ①ラオスに居住しているラオス人
- ②外国へ留学、旅行、訪問、治療目的で渡航しているラオス人
- ③1年未満で海外に滞在しているラオス人。ただし、海外のラオス代表機関に勤めるラオス人責任者、職員は除く。
- ④国内外で活動をするラオス政府関連機関や国際機関
- ⑤ラオスにおいて事業許可証および企業登録書を合法的に取得しているラオス人または外国人個人、法人。外国に設立した1年未満の上記法人の駐在員事務所も含む。
- ⑥1年以上ラオスで業務を行っている外国人。大使館や領事館、国際機関に勤める外国人は含まない。

### 3. ラオス国内における外貨の使用に関して(第9条)

ラオスにおいて、外貨を所有している個人、法人、組織は、商品、サービス、貸付、配当、給与・賃金の授受、政府への支払いの前に、現地通貨ラオスキープ(以下、キープ)に両替する必要がある。両替は、ラオス国内の商業銀行のみでしか認められていない。改正前と同様、ラオス国内で使用する通貨は、原則キープであることが定められおり、外貨を用いることを禁止している。

これに違反した場合は、取引額が1,000万キープを超える場合は、取引額の10%を罰金として科せられる(第43条6項、8項)。取引額が1,000万キープ未満の場合は、1,000万キープから2,000万キープの罰金となる。

また、ラオス国内において、商品、サービス料金、給料・賃金などはすべてキープで記載、表示する必要があり、キープを基礎として、上記の価格を決定することが規定される。例えば、米ドルベースで給与を定めている場合は、キープベースで定める必要があると解釈できる。違反した場合は、1,000万キープから2,000万キープの罰金が科せられる。

ラオス中央銀行(以下、中銀)は、外貨での取引を認める特定の目的について、政府へ提案する義務があり、特定の目的(例えば、経済特区、国境での取引、免税店、外貨で収入を得るビジネスなど)については、別途定めるとある。改正前は外貨取引が認められる8項目が書かれていたが、改正後は、対外取引として認められている。

#### 4. 対外支払いについて

対外支払とは、対外貿易、サービス、収入、無償資金、直接投資、証券投資、ローン、ラオス国内外への現金の持ち込み・持ち出し等に関連する金融取引をさす。

ラオス居住者および非居住者は、銀行システムまたは決済サービス業者を通すことで、上記で定義されている金融取引を行うために外貨を使用することができる(第 10 条)。

#### 5. 対外取引について

物品およびサービス貿易は、ラオス居住者および非居住者による、通貨による支払いが生じる、商品および/またはサービスの輸出入をさす。

サービスには、観光、教育、健康、保険、輸送、電気通信、労働、その他のサービスが含まれる(第 11 条)。

#### 6. 対外貿易支払いについて

ラオス居住者で外国との取引で生じた支払いは、取引のための特定預金口座(以下、特定口座)のある商業銀行のシステムを通す必要があり、その場合、商業銀行は、外貨を販売することが認められている。輸出業者は、輸出により得た外貨収入を、ラオス国内の特定預金口座へ送金し、同時に外貨を特定預金口座のある銀行へ売る必要がある(第 12 条)。

許可を得ず、国外で収入を保管していた場合は、その額が 1,000 万キープを超える場合は、収入の 10%を罰金として科せられる(第 43 条 11 項)。収入が 1,000 万キープ未満の場合は、1,000 万キープから 2,000 万キープの罰金となる。また、特定預金口座を使用しないで支払いを行った場合、事業を停止させられることもある。

#### 7. 対外融資について

ラオス国内の金融機関、個人、法人、組織で、融資の授受を行うものは、中銀の許可を取得し、ローンの支払いについて、契約が満了となるまで、随時報告する義務がある。融資は、銀行システムを通じてのみ実施される。改正前は、実務的には、署名前の契約書を中銀に提出する必要があり、署名後に提出した場合は、借入額の 0.1%の罰金が科せられていた。改正後は、同法およびその他の法令に違反するような融資は、借入額の 10%を罰金として科するとなっており、留意する必要がある。

#### 8. 留意事項

上記の罰則規定以外に、以下のような規定もある。

1)投資家が資本金をラオスに送金後、30 日以内に、中銀へ資本金輸入証明書(Capital Importation Certificate)を申請しない場合、中銀は輸入証明書の申請を受理しない。

2)ラオス居住者と非居住者間の企業間信用取引において、契約期間が 1 年以上の場合、ラオス国内の商業銀行を通じて、中銀から許可を取得する必要がある。



## 第9章 両替業と為替レートについて

### 1. 背景

2022年10月1日より「改正外国為替管理法(以下、外為法)」が施行されている(詳細は第8章を参照のこと)。同法の中には、両替業に関する規定も含まれている。他方、両替業に関して「外貨両替業における合意(No.393)」および「商業銀行および外貨両替代理店の両替業に関する合意(No449)」という二つの合意も別途存在しており、外為法との整合性を合わせる必要性があった。そこで、ラオス中央銀行(以下、中銀)は、上記二つの合意を無効として、これに代わる合意「両替業に関する合意(No1026)(以下、合意)」を2022年12月28日付で発行、施行している。

### 2. 両替業

外為法第9条によると、ラオスにおいて、外貨を現地通貨ラオスキープ(以下、キープ)に両替する場合は、ラオス国内の商業銀行のみでしか認められないことが規定されている。さらに、外為法第37条および合意第2条には、「両替業はラオス国内の商業銀行のみが行うことができるサービス」であることが明記されている。

これまで、ラオス人個人や法人が、商業銀行と業務契約を結び、商業銀行の代理店として登録することで、両替所を営むことができていた。しかしながら、外為法および合意に基づく2023年1月13日付の中銀からの通知により、「両替業は商業銀行のみが提供できるサービスである」という規定に従い、ラオス国内6行の代理店として登録されているラオス国内113の両替所がすべて営業停止となった。

さらに、下記の場所において、両替所が存在していない場合、商業銀行は、下記を運営する法人と契約を結び、両替所を設立することが可能となっている(合意第6条、第8条)。これまで、街中のいたるところに両替所があったが、両替所の場所が限定されると解釈できる。

- 1) 3星以上のホテルまたはリゾートホテル
- 2) 国際空港または国境
- 3) 鉄道の駅
- 4) ドライポート
- 5) カジノ施設
- 6) 中銀が定期的に定めるその他の場所

### 3. 外貨の売買

両替所は個人からのみ外貨を購入することが可能だが、購入した外貨はすべて、7営業日以内に自身の商業銀行へ販売する必要がある。他方、国境や国際空港内にある両替所は、ラオスから出国する個人に対してのみ、外貨を販売することを認めることを商業銀行が検討すると規定される(合意第13条)。

#### 4. 為替レートについて

合意第 12 条において、為替レートについては、「商業銀行は、中銀の規定に従い日々の売りレート、買いレートおよび外国為替レート(売り買い)を設定する」とあるのみで、具体的には、2023 年 2 月 10 日付「為替レートの設定に関する合意(No.116)(以下、為替合意)」に従う必要がある。

##### 1)中銀による為替レートの設定(為替合意第 2 条)

金融政策局がラオスキープ/米ドルの日々の参考レートを規定し、営業日の朝 8 時 10 分までに中銀のウェブサイト上(<https://www.bol.gov.la/en/ExchangeRate>)に公示する。商業銀行は、公示された為替レートを参考にして、同為替合意に規定に従い、為替レートを決定する。中銀金融政策局が規定した参考レートに従い、銀行サービス局は、ラオスキープと米ドルやその他の通貨との売買レートを規定し、同様に中銀のウェブサイト上に朝 8 時 30 分までに公示する。

公休日の為替レートは、中銀が休日の前に公示した最新の為替レートを参考レートとする。

##### 2)商業銀行による為替レートの設定(為替合意第 3 条)

商業銀行はラオスキープ/米ドル、その他の通貨の為替レートを以下の規定に基づき決定する。

1. ラオスキープ/米ドルの売買レートは、金融政策局が日々決定する参考レートの $\pm 4.50\%$ を超えないこと。他方、売買レートの差は 1%を超えないこと。
2. ラオスキープ/タイバーツ、人民元、ユーロは売買レートの差は 1%を超えないこと。

よくある質問として、ラオス旅行中に余ってしまったラオスキープを日本円に両替することが可能かどうかという点について、上記 3 「外貨の売買」で記載のとおり、合意第 13 条に基づくと、ラオスから出国する個人に対しては、キープから外貨への両替できる可能性はゼロではないと解釈できる。しかしながら、これまでとおり、キープから外貨への両替は原則、難しい状況には変わりないため、引き続き、留意が必要である。

## 第10章 最低賃金の改正について

### 1. 背景

2022年6月13日付でラオス首相府は、労働社福祉省からの最低賃金引き上げの要請に対して合意する告知（No829）を発行した。これまで、3年ごとに改正されていたが、今回の改正は、2018年5月以来、4年ぶりの改正となった。

### 2. 告知の内容

最低賃金は、下記のとおり、2期間分けて、10万キープずつ、段階的に引き上げる。

- 1) 2022年8月1日より、最低賃金を110万キープから120万キープへ引き上げる。
- 2) 2023年5月1日より、120万キープから130万キープへ引き上げる。
- 3) 経験、専門性、職業スキル等のある労働者は、最低賃金より高い賃金を支払う必要がある。
- 4) 事業者は、労働者を国の社会保障基金へ加入させる義務がある。
- 5) 事業者は、労働者への健康診断を1年に1回行う義務がある。

### 3. 最低賃金に関する規定について

ラオスの最低賃金規定については、労働法105条の「最低賃金の定義」に加えて、2018年4月25日労働社会福祉省労働局発行の「ラオスにおける労働者の最低賃金改正に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」の中で以下のとおり、定義される。

- |   |
|---|
| <p>①労働者の基礎的な生活を保証するための政府が定期的に規定する給与または賃金水準</p> <p>②1カ月26日、1週間6日および1日8時間を超えない範囲で労働した者に対して使用者が支払う賃金</p> |
|---|

最低賃金には、諸手当（時間外労働賃金、手当、賞与、食費、宿泊費、送迎費、その他の褒賞金等）は含まれない基礎給与を指し、注意が必要である。

なお、他国にみられるような地域別、職種別の規定ではなく、全国一律の最低賃金設定となっている。

上記、「2.告知内容」の3)のとおり、専門的な技術を持った労働者、資格を持った労働者、前職からの在職証明を保有する労働者または試用期間を含めてすでに9カ月以上勤務している労働者に対しては、最低賃金以上の基礎給与を支給しなくてはならないと規定される（ガイドライン3.2条）。

また、健康を害するような環境が厳しい業務、たとえば、労働法第51条で規定される有害物や化学物質を扱う業務、放射線や感染症にさらされる業務、ガスや煙を吸い込む業務、地下や

トンネル内での業務、水中での業務、高所での業務、非常な高温や低温での業務、常時振動のある道具を使用した業務、へき地での業務などの場合には、最低賃金に15%を上乗せした額を支払うことが義務づけられているため、留意する必要がある（ガイドライン4.3条）。なお、18歳未満の年少者が就くことを禁止する危険な業務に関しては、労働法第51条に規定される業務以外に、2016年11月23日付の労働社会福祉省発行の合意に別途リスト化されている。

#### 【コラム：労務に関するQ&A】減給について

Q 上司が口頭で伝え続けた業務内容が出来なかった場合、減給をしても法律に問題ないのでしょうか。

A 労働法上、罰則としての減給実施に関する規定がないため、雇用契約書、就業規則、業務に関する覚書等に基づき対応することになります。労使間で合意した覚書のようなものがない限り、労働条件の不利益変更に当たるため、減給は認められないと考えます。労働社会福祉省労働管理局によると、そもそも、労働者を雇用する際に、試用期間があり、その期間で、使用者は労働者の能力等を評価したうえで、能力に見合った適切な業務に配置すると認識しているため、使用者が、当該労働者の能力が見抜くことができなかつただけであり、減給をする合理的な理由がないとの見解を示しています。また、例えば、何かの技術を習得するために、授業料を会社が負担して学ばせる場合、一定の客観的成果（試験合格等）が得られなかった場合は、授業料は労働者が負担するというような内容の覚書を事前に結ぶことは可能とのことです。

## 第 11 章 税法改正に伴う付加価値税に関する改正

2021 年 8 月 7 日付の租税法の条文の一部改正に関する法律（改正税法）No.01/NA に基づき、付加価値税法の一部の条文、内容が改正された<sup>5</sup>。これらは、2018 年 6 月 20 日付の付加価値税法 No. 48/NA（以下「VAT 法」）の第 11 条、12 条、15 条、17 条、23 条、24 条、29 条、30 条、31 条、34 条、60 条および 61 条である。主な変更点の概要は以下のとおり。：

### VAT の計算基準（改正）

2022 年 8 月 7 日付の改正税法 No.01/NA 第 15 条に基づき、鉱物および電力について更新された VAT の課税標準は以下のとおり。：

#### 1. 鉱物：

- 輸入の場合は、実際の取引原価（CIF）または政府が決定した価格に輸入関税を加算した額
- ラオス国内、経済特区における鉱物の供給または売買、輸出、消費、交換、無償譲渡の場合は、実際の取引価格や国際市場価格、または政府が設定した価格

#### 2. 電気：

- 電力発電者は、電力量測定器に基づく月々の電力量に国内外の売買契約書の価格を乗じた額
- 電力事業者と消費者は、電力資料量に応じて政府が決定される価格または電力取引契約に応じて決定される価格

VAT 納税者が副収入を有する場合、VAT の課税標準の中に含める。事業からの所得が外貨建ての場合、その時点のラオスの公式為替レートによりラオス通貨（Kip）で計算する。

### VAT 対象となる活動（改正）

VAT 法に基づき、経済特区内で設立された事業者がラオスの経済特区外で提供するサービスのみが課税されると規定されてきた。しかし、2022 年 8 月 7 日付の改正税法 No.01/NA 第 11 条に基づき、この第 4 項が修正され、以下のように「物品」もラオスにおける VAT の対象となるとの文言が追加された。

5 項：経済特区に設立された企業によるラオス国内の経済特区外での物品およびサービスの提供。

\*経済特区外での物品およびサービスの提供に関する詳細は、第 15 章を参照のこと。

### VAT 対象外の活動（改正）

改正税法第 12 条により、以下の活動が非課税項目に追加された。

---

<sup>5</sup> 付加価値税の概要については「ラオス投資ガイドブック 2022」第 11～12 章を参照のこと。

VAT 対象外の活動 (非課税項目)
<b>輸入品の VAT 免除</b>
20. ラオス国内で供給するための海外からの電力の輸入
<b>物品およびサービスの提供に関する VAT 免除</b>
22. 電力事業者 <sup>6</sup> (Electricite Du Laos 「EDL」) への国内電力供給
<b>輸出時の VAT 免除</b>
1. 鉱物の海外や経済特区への輸出 2. 電力の海外や経済特区への輸出

### 控除対象外のインプット VAT (改正)

VAT 法第 24 条によると、控除対象外となるインプット VAT が控除されない項目は六つあり、新たに二つの項目 (第 4 号、第 6 号) が追加された。

1. VAT 非課税取引に関連するインプット VAT
2. 既に控除または還付請求されているインプット VAT、あるいは法人所得税の計算上で費用として既に計上されているインプット VAT
3. 2018 年 6 月 20 日付 VAT 法第 48/NA 第 22 条および第 23 条<sup>7</sup>で規定されている要件への順守が不正確であったり、不完全であったインプット VAT
4. 鉱業会社や電力プロジェクト会社からのインプット VAT (ただしコンセッション契約のもと、費用や固定資産取得価額に計上することは認められる。)
5. VAT 納税者の費用に関連する事業の遂行に直接関連しない物品やサービスに係るインプット VAT で、例えば以下のようなものである。：
  - パーティ、伝統的な儀式、宗教的なパーティ、休暇、旅行、ダンスやメディア、贈り物および交通手段など、事業遂行に直接的に関連しない物品やサービスの支払いに関連する費用
  - 経営者、株主、従業員の非事業目的費用および個人的費用
  - 証明書類がない、または証明書類があっても不正確で不完全な費用
  - 個人的な使用目的のためや、業務上必要な数量を超えたものを株主、役員、管理職、従業員に贈与するなど、企業の資産として登録または登録されていない固定資産で、その全部または一部が業務に使用されないものに係る費用
  - 電気、水道、燃料およびガスに関連する費用で非事業目的の部分
  - コンピュータ、ノートブック、タブレットおよび携帯電話等に関する費用 (VAT 納税者の資産として登録されているか否かにかかわらず。)
  - タバコ、アルコール飲料、すべての食品や飲料、その他の生産物を含む個人使用のための物品

備考：「法人税計算において部分的に損金不算入となる費用 (旅費、接待費、電話代および広告費等)」の規定は削除されており、税法上において法人税計算時に

<sup>6</sup> 税務当局担当者への口頭による確認では、電力事業者とは ELECTRICITE DU LAOS (“EDL”) を意味しているとのこと。

<sup>7</sup> 2021 年 8 月 7 日付改正法 No.01 /NA 第 23 項を参照している。

部分的に損金不算入となる費用の一覧からも除外されている。当該条項が削除された理由は、2020年の所得税法改正の際に、2015年租税法 No.70/NA の第 35 条 2 項における「一定の割合で損金算入される費用」の条項も削除され、これに準拠するためとされている。

#### 6. 2021 年の課税事業年度末

(2018 年 6 月 20 日付 VAT 法第 48 号/NA による VAT 税率 10%) にアウトプット VAT と相殺した後に残ったインプット VAT (繰越 VAT) は翌年においてインプット VAT 控除することが認められない (2021 年の費用となることが当該条項で規定されている)

#### 還付対象外の VAT (改正)

VAT 法第 29 条では、還付対象外の VAT は 2 項目規定している。しかし当局は、改正法において、下記のとおり、さらに 1 項目を追加した。

3 項: 2021 年の最後の 3 ヶ月間においてアウトプット VAT と相殺された残額のインプット VAT は、VAT 法に従って 10% の VAT 率で計算されるが、還付が認められず、2021 年の費用として繰り越される。

#### VAT 税率 (改定)

2021 年 8 月 7 日付の改正税法 No.01/NA 第 17 条に基づいて、以下のように VAT 税率を規定している。

1. VAT 税率 7%
  - ラオス国内で物品およびサービス提供、物品の輸入
  - ラオス国内での鉱物の販売および輸入
  - ラオス国内の一般消費者および事業者への電気の供給
2. 海外への物品輸出に対する 0% VAT 税率

#### VAT 申告と納付 (改正)

改正税法第 31 条および第 32 条に基づく VAT の記入および納付は、下記のように多数の項目がある。

1. 輸入品は、税関検問所、国家財政局または国家財政局の口座がある銀行で VAT を支払う。
2. VAT システムに登録された個人、法人、または組織は、翌月 20 日までに申告を行うとともに、国家財政局または国家財政局の口座のある銀行で納付しなければならない。
3. 非居住者でありラオスで登録されていない者からサービスを購入した者、または、居住者でありラオスで登録されていない者からサービスを購入した者は、以下の二つの場合に応じて VAT を納付する必要がある。
  - a. VAT システムに登録された個人、法人または組織は、翌月 20 日までに VAT を納付。
  - b. VAT システムに登録されていない個人、法人または組織は、サービス供給者への支払いの日から 15 日以内に VAT を納付。

#### VAT 罰則措置 (改正)

VAT システムで事業を登録した個人、法人または組織で、VAT に関する法令に違反した者に対して、改正法第 60 条に基づき、個々の事例に応じて措置を講じるとされる。

改正法第 60 条の 1 項、2 項、3 項、6 項、7 項、9 項および 10 項に基づく罰則を違反者が順守しない場合、税務当局は、ラオスで登録された商業銀行または金融機関に命令書を

発行し当該銀行への預金を凍結するとともに、個人、法人および組織へ通知書の受領後 5 営業日以内に罰金を納めるよう通知しなければならない。税務当局は、罰則が順守されない場合には、商業銀行や金融機関に対し、銀行口座から罰金額を引き落とすよう要求することができる。

VAT の滞納を有する者が上記の措置に従わない場合、改正税法第 60 条第 2 項に規定する措置、関連当局による営業許可の停止や取消し、その他の許可の取り消し要請し、または事案の重大性に応じた法律による処罰が課される。滞納納税者への催告通知は、発行から 15 日間有効である。

### VAT に関するその他の事項（改正）

- 1) VAT システム下にある個人、法人および組織は、2021 年 12 月にサービス提供したが 2022 年初めに VAT インボイスを発行した場合、電気、水道、電話、宿泊料、会計/コンサルタント料、セキュリティフィー、クリーニング代金など、消費された期間が前年であるため、10%の税率で VAT を計算することが認められる。
- 2) VAT システム下にある個人、法人および組織は、例えば建設プロジェクトや保険など、長期契約（2021-2022 年）に基づきサービスを提供して 2021 年にインボイスを発行した場合、サービス提供が完了していなかったり前払金を受け取っていたとしても VAT は 10%で課税される。
- 3) VAT システム下にある個人、法人および組織は、2021 年において未発行となっている請求書で VAT 税率 10%が適用されるものの金額を税務局の検査や監督のための情報としてまとめ、VAT10%が適用される未発行請求書金額を記録する根拠として税務当局と覚書を締結するとともに、税務当局と使用方法の相談を行って請求書を適切に使用しなければならない。



## 第 12 章 改正税法に基づく法人所得税の改正

2021 年 8 月 7 日付改正税法第 01/NA 号に基づき、2021 年 2 月 10 日付所得税法施行令第 0819 号第 14 条、16 条、18 条、32 条および 73 条などの多くの条文の内容を置き換える法人所得税法<sup>8</sup>の改正が以下のように行われた。

### 法人税率および源泉徴収率（改正）

改正税法第 14 条に基づき、下記のとおり、一部の法人税率が撤廃され、みなし利益率が追加された。

業種	「改正税法」による法人税率
<b>事業活動別の法人所得税（CIT）税率</b>	
a) 標準的な法人税率	
- 一般企業向け法人税率	20%
b) 特定事業活動に対する法人税率引き上げ（改正）	
- タバコ事業	22%（内 2%はタバコ基金に拠出）
- 鉱山採掘のコンセッション事業	35%（この税率は 2020 年の所得税法に基づき、2022 年の新改正法により、この法人税率は廃止された。）
- 鉱物・電力事業	30%
c) 特定事業活動に関する法人税減税（改正）	
- 教育、ヘルスケアサービス、イノベーション研究センター、その他教育的活動	5%
- 革新的な技術、グリーン電力、天然資源の節約の使用	7%
- ラオス証券取引所上場企業	13%（証券取引所での登録日から 4 年経過後は、標準的な法人税率 20%）
- 零細企業	VAT 制度に任意で登録している場合は 3 年間にわたり 0.1%（零細企業税制の実施に関するガイドライン参照）
- 小規模企業	新規に設立され VAT 登録された小規模事業者は 3 年間にわたり 3%（その後は標準法人税率 20%）
- 中規模企業	新規に設立され VAT 登録された中規模事業者は 3 年間にわたり 5%（その後は標準法人税率 20%）
<b>源泉徴収税率（海外の非居住者法人に対する源泉徴収税率）</b>	
- 農産物および手工芸品	総収入の 1.4%
- 製造業	総収入の 2%
- 仕入・販売、サービス	総収入の 3%
- 電気エネルギー、採掘活動	総収入の 6%

<sup>8</sup> 法人所得税についての概要については「ラオス投資ガイドブック 2022」第 14～15 章を参照のこと。

ラオスの法律に従って設立された企業で不正確または不完全に会計基準を適用している場合の法人税率（改正）

	改正税法	
	みなし利益率	法人実効税率
ラオスの法律に従って設立された、不正確または不完全に会計基準を適用している法人。所得税法第 14 条に従って財務報告基準に準拠しないことを意味する。	農業・手工業の生産：7% 工業・加工業：10%。 貿易・サービス業：15%。 電力と鉱物活動：30%	総収入の 1.4% 総収入の 10% 総収入の 3% 総収入の 6%

備考：

この法人税率は、ラオスで設立された法人が 1 年間しか会計記録を保持しない場合に適用される。その後、法人は所得税法第 14 条に従い財務報告基準による会計規則を遵守しなければならない。翌年度に会計規則が順守されていない場合、所得税法第 72 条および改正税法第 73 条に規定される罰金・罰則が課される。

法人税の損金不算入費用（改正）

所得税法第 18 条では 17 項目が損金不算入の費用とされていますが、改正税法では以下の項目が追加や修正された。

損金不算入費用	所得税法	改正税法
10. 有効な領収書または証憑書類があるが、月次の VAT 申告書に反映されていない場合	-	N
11. 通常の市場価格より高い、数量が多い、高額などの不合理な費用	N	N

上記 18 項目以外に、エネルギー・採掘事業活動に係る追加の損金不算入費用が他の規定で定義される。2022 年 12 月時点では、政府および関係省庁は、損金不算入の具体的な項目に関する規則を定めていないが、今後、鉱山・エネルギープロジェクトのコンセッション契約において、損金不算入の具体的な項目が言及される予定である。

\* 注記 (N) は損金不算入費用を意味する。

法人税の非課税所得（更新）

所得税法第 17 条では、5 項目が非課税所得となっている。配当所得も非課税所得として以下のように取り扱われる。

非課税所得	所得税法	改正法
非課税所得の種類は下記のとおり。		
課税済みの配当に係る収入	-	N

\* (N) は、所得税法または改正税法において法人税の課税対象とされていない所得を意味する。

備考: 所得税法ガイドライン第 42 条では、企業が他の企業への投資により配当を得ており、当該他の企業が配当から所得税を源泉徴収している場合、その配当所得は純所得とみなされて法人税の計算対象とならない。つまり、課税済みの配当所得は、法人税の計算において非課税所得となる。

## 法人税の納付（改正）

改正税法第 32 条に基づき、法人税は年 2 回支払われ、第 1 回目の半期納付はその年の 7 月 20 日までに、第 2 回目の半期納付は翌年の 1 月 20 日までにを行う必要がある。

法人税の納付額は以下の方法で計算される。

- オプション 1：半期の実際の利益に基づいて納付
- オプション 2：年間の法人税見込額に基づいて納付
- オプション 3：前年の法人税納付実績に基づいて納付

また、改正税法第 18 条では、インボイスや有効な証憑があっても、毎月の VAT 申告書に記載されていない支出は、法人所得税の費用として認められない旨が規定されている。年次決算を締めた後、会社は財務諸表をもとに税額を計算および納付する必要がある。実際に計算された法人税額が既に支払われた法人税額を上回る場合、納税者は追加で法人税を支払う必要がある。一方で納税額が計算された法人税額より多い場合、納税者は還付請求を行うか、次回の法人税申告の際に相殺するか、いずれかの方法を選択することができる。

## 法人税に関する罰則措置（改正）

改正税法第 73 条に基づき、納税をしない、もしくは法に規定されている罰金を支払わない場合の法令違反に対し、税務当局はラオス国内の商業銀行または金融機関の預金を差し押さえる通知を発行する。個人、法人、組織は通知を受けた日から 5 営業日以内に罰金を支払うように通告されることになる。期限を遵守しない場合、商業銀行または金融機関に対して預金から罰金分を引き落とすことを要請し、また事業停止、企業登録の取消、投資許可の取り消し、その他の許可の取消や法律による処分を関連当局へ要請するなど、事案の重要性に基づいた措置が科せられることになる。

納税者は、未納の税金や罰金に関する通知を受けてから 15 日以内に税務当局に納付する必要がある。45 日間に相当する最大 3 回までの通知が認められている。

### 【コラム：税務会計に関する Q & A】 配当金税について

**Q** 税務署から昨年度から配当金税が課税されるとの連絡を受けております。経常利益が有る場合、親会社に配当するしないに関わらず 10%の納税が必要であるとの事ですが、新税制度では、そのように変更されているのでしょうか？

**A** ご指摘の前事業年度は 2021 年度と理解しております。一般に、配当所得には、所得税法第 34 条および第 39 条に基づき、10%の所得税が課されます。配当所得に係る所得税の申告・納付については、行政税法第 32 条に規定されています。配当金に対する所得税の納付は、以下のケースに該当する場合となります。

- ・配当がある場合、株主総会議事録作成後 15 営業日以内に所得税を納付しなければならない。
- ・配当がない場合は、株主総会議事録作成日から 15 営業日以内に税務当局に通知する必要がある。
- ・株主総会を開催しなかった旨の通知、および翌年 6 月 30 日までに配当に関する通知が税務当局にされていない場合、税務当局は所得税法に規定される配当金に対するみなし所得税を計算することができる。

また、2021 年 8 月 7 日付租税法第 01/NA 号第 32 条の改正があり、2022 年度以降の配当申告および納税から所得税についても同様の記載がされています。

### 【コラム：税務会計に関するQ&A】駐在員の給与について

Q 在ラオス日本企業が、ラオスに駐在する日本人駐在員に給与を支払わないということは可能でしょうか。彼らの給与はすべて親会社から支払われている場合、税金の影響はあるのでしょうか。

A 前提として駐在員の方がラオスに 180 日以上滞在しており、ラオスと日本の両方で給与が支払われていた場合、ラオスと日本の給与の合計額に対して、ラオスで税金を支払う必要があります。即ちラオス居住者の場合には、ラオス源泉所得、すなわちラオスでの業務、役職等に係る報酬が課税対象となります。

このような駐在員が 180 日以上ラオスに滞在している場合、給与が日本で支払われていたとしてもラオスで課税されることとなります。ちなみに、日本とラオスの間には租税条約は存在しないため、2重課税となる可能性があります。

## 第13章 改正税法に基づく物品税率の改正

2021年8月7日付改正税法 No.01号に基づき、物品税法の多くの条文が改正されており、2019年6月19日付の物品税法 No.68/NAの第15条、17条、18条および38条は以下のように改正されている。

### 物品税率（改定）

NO	物品税の対象となる品目区分	所得税法 物品税率	改正税法 物品税率
1	燃料類	5～35%	5～40%
2	車両用圧縮天然ガス	10%	10%
3	酒類、ビールおよびアルコール飲料等	50～70%	20～80%
4	ソフトドリンク、ソーダ飲料、エナジードリンクおよびミネラルウォーター等を含む炭酸飲料	5～10%	7～12%
5	葉タバコ、箱タバコ葉巻などのタバコ	35～60%	42～57%
6	クリスタル製品またはクリスタル装飾品	20%	25%
7	フリースや羊毛から作られたカーペット	15%	20%
8	香水、美容機器	20%	25%
9	関係当局の認可を受けた玩具用カード、ギャンブル用品	90%	100%
10	関係機関の許可を得ている花火、ロケット花火およびクラッカー等	80%	85%
11	二輪車、バスおよび自動車等のすべての車両	3～100%	3～102%
12	輸入組立部品および車両部品	5～10%	6～11%
13	車両用装飾品	15～20%	20～25%
14	スピードボート、ヨット、スポーツモーターボート、およびそれらの部品や装飾品	20%	25%
15	衛星放送受信機、音響機器、カメラ、電話機、録音機、録画機、楽器 (その部品および付属品を含む)	10～15%	15%
16	エアコン、洗濯機、掃除機、冷蔵庫および冷凍庫	20%	N/A
17	ビリヤード台、スヌーカー台、ボーリング用具およびサッカーゲーム台	30%	35%
18	ドローン、空撮用機器、飛行船およびミニジェットエンジン	20%	25%
19	スロットゲーム機および各種ゲーム機器機	35%	ほかの規定で定められる

NO	物品税の対象となる品目区分	所得税法 物品税率	改正税法 物品税率
1	娯楽 (ナイトクラブディスコ、カラオケ)	35%	40%
2	ボーリング用具	20%	24%
3	美容サロン	10%	13%
4	電話サービス、ケーブルテレビ、 デジタルテレビ	5%	5%
5	インターネット	3%	2022年は2%、 2023年以降は0%
6	ゴルフ	20%	25%
7	宝くじ	25%	30%
8	カジノその他の賭博ゲーム	50%	ほかの規定で定め られる
9	自動車レース、競馬、闘鶏	25%	30%
10	気球、空撮サービス	10%	12%

### 物品税率の引き下げ

国会常任委員会は、政府が提案した物品税率の引き下げによる石油価格の安定措置を2022年5月9日に決議し、当該措置は3ヶ月適用された。国際市場での石油価格が低下した場合、暫定措置は解除され、2022年2月4日付の物品税に関する通達No.0394/MOFに基づき通常の商品税率が適用される。なお、2022年11月28日現在において、ラオス政府からこの暫定措置の延長に関する追加情報は出ておらず、この物品税率の引き下げは現在適用されていない。

## 第 14 章 電子商取引に関する税務

2021 年末、ラオス政府はラオス国内の取引の内、特に電子商取引およびデジタルプラットフォーム上のサービスに関する取引を管理・統制する計画を打ち出した。それを受けて、ラオス国財務省は、ラオス国内における電子商取引およびデジタルプラットフォーム上のサービスに適用される納税義務の導入に関し、電子商取引を行う全ての個人、法人、組織に向けての通達を発行した。2022 年 2 月 24 日付財務省通達 No.0541（以下、「本通達」によると、ラオスにおける電子商取引とデジタルプラットフォーム上のサービスからの納税義務の実施に関する規定は、下記のとおりとなっている。

ラオスの個人納税者のデータを収集するため、財務省は、税務局への個人納税者番号 (PTIN) の登録申請または PTIN を通じた登録申請に関する通知を出している。

しかしながら、税務当局が作成する電子商取引とデジタルプラットフォーム上のサービスに関するガイドラインは、関連する政府部門と現在調整中である。

ラオスにおける電子商取引およびデジタルプラットフォーム上に適用される納税義務の実施に関する本通達の詳細は、下記のとおり。

### 内国法人の場合

#### 1. 対象となる電子商取引の種類

本通達の 1 項によると、下記の事業が対象となることが規定されている。

- 独自のプラットフォームを通じた電子商取引
- 電子市場での取引
- 電子商取引サービスの提供

2021 年 4 月 12 日付電子商取引に関する政令 No. 296 のセクション 2 第 6 条に従い、年間の所得が 4 億キープを超える DroppinX、Sokxay All、Ebuy Laos といった事業は、VAT システムに登録する必要がある。

#### 2. VAT システムへの登録

年間の所得が 4 億キープを超える法人は、VAT システムに登録する必要がある。

#### 3. 納税者番号 (TIN)

独自のプラットフォームを通じた電子商取引、電子商取引サービスを通じた商品やサービスの販売には、納税者番号 (TIN) を記載する必要がある。記載のない場合、内国法人が所轄税務所に TIN を申請する必要がある。

#### 4. 請求書の発行

電子商取引およびその他全てのデジタルサービスでは、政令に記載された様式に従って請求書を発行しなければならない (第 16 章参照)。

#### 5. 申告手続き

VAT および法人税の申告は、ウェブサイト (taxservice.mof.gov.la) にて行う。

#### 6. 所得税の算定、徴収および控除

内国法人は、所得税法第 1 条に基づき、ラオス国内の居住者および非居住者の給与、個人事業主として登録していないフリーランスのコミッション料、コンサルティング料、電子商取引のチャネルやデジタルサービスを通じてマーケティング活動を行う個人

への支払い等から所得税を計算の上控除し、所定の様式に従い、ウェブサイト ([taxservice.mof.gov.la](http://taxservice.mof.gov.la)) にて申告する必要がある。

## 外国法人向け

### 1. 電子商取引とデジタルサービスに関する外国法人への課税の実施

ラオスにおいて企業登録をしていない法人が電子マーケティングサービスもしくはデジタルサービスをラオス国内に対して提供する法人は、下記が例示として示されている。

- オンライン映画や音楽、ゲーム、アプリケーションの提供- YouTube、JOOX、TikTok、Humble、Zoom および CODASHOP など
- ストリーミング配信-NETFLIX、Apple TV +および Disney +など
- 広告サービスおよびメディア-Facebook および Google など
- ホテル、宿泊および旅行予約サービス-Agoda、Booking.com および Airbnb など
- 買い手と売り手の仲介役となるサービス-Shopee および Lazada など

### 2. VAT システムへの登録

- 国内のユーザーからの収入が年間 4 億キップ以上を超える場合は、VAT の関連法案に則り、VAT システムへの登録が必要である。

### 3. 納税者番号 (TIN)

12 桁の納税者番号をウェブサイト ([taxservice.mof.gov.la](http://taxservice.mof.gov.la)) にて登録する必要がある (具体的な手続きや書類はウェブサイト上に記載)。

### 4. VAT、利益税および源泉徴収税の計算

- ラオス国内のユーザーからの電子商品やサービスの売上 VAT を計算・徴収し、ウェブサイト ([taxservice.mof.gov.la](http://taxservice.mof.gov.la)) にて仕入 VAT を控除せず売上 VAT を申告する必要がある。
- ラオス国内で発生した所得から、OECD regulation on E-Commerce and Digital Service Tax に従って利益税 (Profit tax) を計算し、ウェブサイト ([taxservice.mof.gov.la](http://taxservice.mof.gov.la)) を通じて申告する必要がある。
- E ビジネスやデジタルサービスを通じて得た収入から、ラオス居住者への給与に支払いに関して、事業者が源泉徴収税を行い、ウェブサイト ([taxservice.mof.gov.la](http://taxservice.mof.gov.la)) にて申告する必要がある。

### 5. 申告手続き

上記第 4 項、第 5 項、第 6 項の申告期限は、7 月 20 日と翌年 1 月 20 日の年 2 回とされている。

## 企業登録していない居住者または非居住者

### 1. 納税者番号 (以下、「TIN」)

ラオス国内で電子商取引もしくはデジタルサービスから収入を得る事業に係る企業登録を行わない居住者または非居住者は、税務局でまたは確定申告用の PTIN アプリケーションを通じて、納税者番号 (TIN) を取得する必要がある。

### 2. オンライン販売に係る所得税

オンライン取引による収益または独自の電子商取引プラットフォームを通じて電子マーケットプレイスおよび e マーケティングサービスの取引によって得られる居住者の



所得は、2019年6月18日付所得税法 No. 67 第34条第3項および第39条第3項に基づき、総所得（費用または経費は控除しない）に2%の所得税が課される。

### 3. 申告手続き

- 電子商取引を定期的に行う場合は、2019年6月17日付税務行政法 No. 66 第25条に基づき、翌月20日までに所得税の申告を行う必要がある。
- 電子商取引を断続的に行う場合は、2019年6月17日付税務行政法 No. 66 第32条に基づき、所得が発生した日から15営業日以内に所得税の申告を行う必要がある。

### 違反者に対する措置

納税およびその他税法に定める義務を遵守しない者への措置は下記のとおり。

- 1) 特定法令に基づいた教育、警告、罰則および告発の実施。
- 2) 電子商取引チャンネルの技術資格証明の一時停止または取り消し。
- 3) 決済事業者の支払の一時停止または取り消し。
- 4) あらゆる形態の流通および電子ビジネスチャンネルおよびデジタルサービスの一時停止または終了。
- 5) 営業許可証、電子商取引証明書の一時的停止・終了の措置。

## 第 15 章 経済特区 (SEZ) における税務の実施状況

2022 年度の中期、税務当局との調整を踏まえ財務省は、税務当局の提案に基づいた経済特区における個人、法人、その他の企業の納税義務の実施、監督、徴収に関する決定書を発行している。すべての経済特区の納税の監督と徴収が、統一された方法で適切に行われ、ラオス国内法および経済特区規則に基づいた法文書に沿って、効率的に施行できることを確認することを目的としている。

2022 年 5 月 31 日付 経済特区における納税義務の実施、監督、徴収に関する政府決定 No.1502 (以下、本決定) によると経済特区における税務の実施に関する主な検討事項は、下記のとおり。

### 政府決定 1502 の適用範囲

本決定は、中央レベルから地方レベルまですべての税務職員に適用され、各州に所在するすべての経済特区における各種納税の実施、監督、徴収を行う際の参考資料として使用される。本決定事項の実施方法および実施メカニズムは以下の様に規定されている。

### 実施方法および実施メカニズム

本決定第 4 条により、経済特区における納税の実施、徴収、納付の方法と仕組みについて、下記規定が検討されている。

1. 経済特区では、一般の納税とは異なるメカニズムにおける各種納税の監督・徴収方法を遵守する必要があるため、経済特区内に監督部門を設置する。また、経済特区の出入口ゲートは経済特区とラオス国内の製品・サービスの出入りを監督するチェックポイントとなる。
2. 監督にあたっては、現代的な手法を用いることが推奨され、各経済特区に特別な規則を適用することで、国家予算の未達を防ぎ、税計算と徴収の正確性、一貫性を高める。
3. 経済特区当局と連携し、経済特区に投資する企業を監督するため、納税システム (TAXRIS) を通じて納税者番号を発行し、経済特区内の企業と経済特区外の企業で収入源を明確に分離しなければならない。経済特区のデベロッパーは、中央税務局、または、中央税務局から委任された地方税務局の監督下でなければならない。  
経済特区に登録された企業が、他国の経済特区や他国内で活動を行う場合 (その場合、ラオスの非居住者とみなされる)、経済特区の認可された法令や適用法令を厳格に遵守し、税法や規則に従って、税額の計算・控除・申告を行う必要がある。
4. 各経済特区の現行の有効な法律・法規、および当該法律・法規に優先するその他の関連する法律文書を適用しなければならない。プロジェクト契約、経済特区開発契約、各期に公布された経済特区に関する法令、その他の関連法令を監督、納税の基礎とし、上記の法令に定義されていない納税がある場合、各期に公布されたラオス国の法令を実施しなければならない。
5. 経済特区から徴収されたすべての税収は、納税システム (TAXRIS) を通じて 100% 国庫に送金される。その後、財務省の国庫事務所と予算局に申告され、関連契約やその他の関連法令で定義された各認可部門の予算に配分される。

上記のとおり、特区内の企業は、従前の方法で税金を別々に申告・納付する必要はない。納税システム (TAXRIS) を使用し、納付することができる。これにより、社内プロセスやコストを削減することが可能となる。

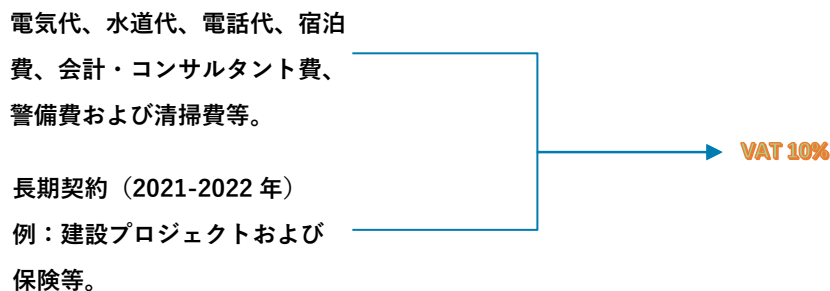
## 第 16 章 ラオスにおけるタックス・インボイス

財務省は、現行の租税法の一部の条文の改正に関する法律（改正法）に従い、VAT を正しく一貫して実施するための通達を発行している。2022 年 4 月 22 日付、現行税法の一部の条文の改正に関する法律（以下、改正法）による VAT 導入に関する財務省通達 No. 1106（以下、本通達）の主要部分は下記のとおり。

### 2021 年の VAT 導入

本通達の第 1 項では、下記のように規定されている。

1. 2021 年 12 月にサービスを提供し、2022 年初めにインボイスを発行する場合には、消費期間が前年にあるため、電気、水道、電話、宿泊費、会計/コンサルタント料、セキュリティ料および清掃料等の VAT が 10%の税率に基づき計算される。
2. 2021 年から 2022 年に跨る長期契約によるサービス提供、例えば、2021 年に請求書を発行した建設プロジェクトや保険では、サービスが完了していない場合や前払いとして受け取った場合でも 10%の税率が課されることになる。



### 2021 年末に仕入 VAT の残高がある場合の取り扱い

2018 年 6 月 20 日付の VAT 法（改正）No. 48 により、2021 年末に 10%の税率で仕入 VAT を控除しきれなかった個人、法人および組織は、2022 年度に控除することはできない。一方で 2021 年 8 月 7 日付特定条項改正法 No. 24 条第 6 項により 2021 年度の損金算入が認められている。

### 2021 年には発行しきれなかった VAT10%の特定インボイスに対する規定

VAT 制度の対象となる個人、法人および組織 は、2021 年中に発行されなかった 10% VAT インボイスを税務局向けに情報をまとめて、検査を受ける必要がある。その後、税務当局と覚書を締結し、10%の VAT インボイスの残存を記録するとともに、税務当局と協議の上、今後の適切な使用法について説明する必要がある。

### 2022 年の VAT

本通達の第 4 項では、VAT インボイスの発行について、以下のように規定されている。

#### 1) 2021 年における VAT インボイスの発行

VAT 法第 17 条第 1 号に基づいて、2021 年にサービスを提供し、VAT インボイスを通じて収入を得た場合には 10%の税率を適用しなければならない。

## 2) 2022年におけるVATインボイスの発行

長期契約サービスにおいて、2022年にインボイスを発行する場合、両者の書面による合意に基づいて7%の税率を適用し、税務当局による監視および検査を受けるための通知を行う必要がある。

## 3) 法令に基づき、計算、徴収、届出、納付する必要がある個人、法人および団体

### 3.1). VATシステム導入済の個人、法人および組織

- 通達第1106/MoFの第1.1項に該当しない) 物品およびサービスを供給し、2022年にVATインボイスを発行し、10%の税率でVATを課した売り手は、VATを超過徴収したとみなされ、超過分のVAT 3%をVAT申告書様式01の項目21政府に支払われるべきVAT (超過徴収等) に記録する必要がある。
- 2022年にVATインボイスを受取り、10%のVATを支払った買い手は、VAT過払いとみなされ、VAT申告書様式01の項目20払い戻し対象のVAT (超過支払い等) に記録する必要がある。

3.2). VATシステム未導入の個人、法人、およびマイクロ企業が、2022年にVATインボイスを受領し、10%のVATを支払った場合、VAT過払いとみなされ、納税日から3カ月以内に財務省に過払い分の3%のVAT払い戻しを申請することができる。VATシステムを利用しない場合、Taxrisシステムの月次VAT申告書にアクセスできないため、財務省に手動で提出し、過払い分の3%のVATを還付する手続きをする必要がある。

### その他の措置

2021年12月および2022年1月に、本通達と矛盾する情報・内容でVAT申告を行った場合には、速やかに修正する必要がある、罰金が科される場合には、所管の税務当局により罰金の適用可否が検討される。

## 第 17 章 個人所得税納税者登録番号（“PTIN”）および TAX RIS に関するアップデート

### 個人納税者番号（PTIN）の登録

2022 年 3 月 24 日付財務大臣文書第 0862/MOF 号および 2022 年 4 月 25 日付財務大臣通知第 1016/OMOF 号によると、財務省税務局は個人が携帯電話により納税者番号を登録できる個人納税者番号アプリケーションの開発を完了し、2022 年 5 月 2 日から正式に開始される予定だと規定されている。

### PTIN の登録

1. Android の Play Store、または ios の App Store から PTIN アプリをダウンロードし、スマホやタブレットにインストールする。
2. 携帯電話で OTP（ワンタイムパスワード）を申請し、システムで定められたフォームに情報を入力する。
3. システムから受け取った 12 桁の PTIN を使用して、PTIN アプリケーションから実際の所得に基づく所得税申告を行う。

### PTIN アプリケーションによる所得税納付

1. PTIN 申請による所得税確定申告情報の提出。
2. インボイス番号（バーコード）を使って、商業銀行のサービスボックス、ATM、モバイル決済システム、その他の決済代理店などのチャネルを通じて、Easy Tax システムにて所得税の納付を行う。

PTIN の登録方法と確定申告の方法については、下記のリンクから PTIN 申請書をダウンロードすることができる。



IOS ご利用者向け QR コード



Android ご利用者向け QR コード



QR コードの使用方法

出所：ラオス財務省

### PTIN の申請状況（2022 年 12 月時点）

- PTIN で個人所得税の申告をしようとする、PTIN の税率欄に累進税率 0～25%が表示されず、PTIN の税率は固定税率となっているため、PTIN での個人所得税の申告はできないというエラーが発生している。
- PTIN アプリケーションにログインする際、同じパスワードを入力しても、ログインできないエラーが発生する。
- 税務当局は現在、ソフトウェアの修正を行っている。

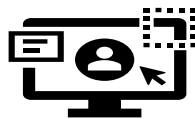
## TaxRIS の利用に関する規定



“PTIN” by Play Store & App Store



Register and fill the information in



Received Individual TIN and use to file your  
income tax through the PTIN application

税務当局は、2022年7月28日付で、TaxRISを利用した税金の計算と申告に関する通達第3515/TD号（以下、通達第3515/TD号）を公布し、下記のような主要な規定を発行した。

### 企業による税金の計算および申告

2022年7月1日以降、主契約者、次官契約者等、税務局の管理下にある国内外の事業単位は、<http://taxservice.mof.gov.la>を通じて、自ら税金の計算を行い、申告を行わなければならないと通達 No.5115/TD に規定された。

### 税務局による確定申告書の作成および発行の停止

2022年7月1日以降、税務当局は事業体の管轄税務所のサービスカウンターでの確定申告書の計算・発行を停止している（必要な場合を除く）。ただし、申告・納税に関する研修およびオリエンテーション、新しいパスワード設定の支援、その他確定申告で生じるミスの修正支援は引き続き行う予定である。

### 政府機関および非政府機関

税務当局は、政府機関および非政府機関である納税者の税額計算と申告書の受理手続きを継続している。2022年7月28日付の通達 No.3515/TD により、各県の税務局は、TAXRIS を用い税金を納めるように通達されていた。さらに、ビエンチャン首都の税務局長は、2022年8月1日以降、オンライン経由で登録されていないすべての政府機関および非政府機関は、TAXRIS によって決定されたトレーニングに参加しなければならないという通知を発表している。

## 第 18 章 付加価値税インボイスの管理

2022 年 8 月 29 日付のインボイス管理に関する法令 No.297/PM に基づき、ラオス国内でインボイスを発行する物品・サービスの買い手と売り手である個人、法人、および組織は、この法令に従わなければならないと規定されている。政令の主要部分は下記のとおり。

### インボイスの種類

2022 年 8 月 29 日付のインボイス管理に関する法令 No.297/PM の第 7 条に基づき、インボイスには下記の二つの種類があると規定されている。

#### 1. インボイス

インボイスは、インボイスブック、セットおよびシートにより構成される。

- インボイスブックは、一冊の本として印刷されたものを指す。1 冊のインボイスブックは 50 セット以下および 1 セット、2 シート以上のインボイスにより構成されている。さらに各シートの色は異なり、インボイス番号、内容、パスコード、および各シートの下部に印刷されたライセンス番号および財務省から指定された承認番号を入力する必要がある。
- インボイスセットは、プリンターまたは物品および販売時点情報管理 ("POS") プログラムなどのサービス販売記録プログラムからシリーズで印刷されているインボイスのことを指し、1 セットは少なくとも 2 枚のシートを有します。さらに各シートの色が異なっており、各シートは同じ番号と内容を有し、さらに各シートの下部に財務省から指定された承認番号を入力する必要がある。
- インボイスシートとは、プリンターや商品・サービスの販売記録装置から一枚ずつ印刷されるシートのことを指し、インボイスの下部に財務省から指定された承認番号を記載しなければならない。

#### 2. 電子インボイス

商品やサービスの売買内容を電子化したもののことを指し、配達・抽選・運送等のアプリケーションにバーコードを表示することで、銀行システムですぐに確認・決済できるよう、表示・印刷が可能なものとなる。

### インボイスの形式

2022 年 8 月 29 日付のインボイス管理に関する政令 No.297/PM 第 8 条によると、インボイスには下記の三つの形式があるとされている。

1. VAT インボイスとは、VAT 制度に登録された各企業が発行するインボイスで、財務省が配布するもの。企業は、税務当局から承認された商品もしくはサービスの販売に関するインボイスを印刷する必要がある。
2. マイクロ企業向けインボイスとは、マイクロ企業が使用するインボイスであり、財務省が印刷し、事業単位で使用するもの、もしくは、税務当局が承認した商品

もしくはサービスの販売に関連し、インボイス印刷機械により発行されるインボイスのこと。

3. 料金・サービス料のインボイスとは、政府機関が使用することが明記されているインボイスであり、財務省または政府機関が課す料金・サービス料の徴収に使用されるもの。

各請求書のサイズには、A4 用紙、ハーフ A4 用紙、A5 用紙、小型、コンパクト、モジュール形式があり、事業者や政府機関は、請求書サイズの一つまたは全てを選択して使用することができる。

## 会計プログラム

財務省は、対象企業の VAT システム導入のための研修用に、VAT インボイスを印刷できる会計プログラムを無償でインストールする方針を検討している。また、税務局が認可した電子インボイスシステムは、税務局の TaxRIS に接続する必要がある。

現在、APIS、TSD、Sumo、5-byte、TSAA および Bansi.la の七つの会計プログラムが本通達により承認されていることが確認されている。また、MoF が承認した Intercom プログラムという会計プログラムがある。

## 罰則規定

2022 年 8 月 29 日付請求書管理に関する法令 No.297/PM の第 44 条では、この法令に違反した個人、法人、組織は、刑事犯罪を伴わない場合、下記のように罰せられる。

1. 事業者または政府機関に対し、不正な請求書を発行すること。
  - 1 回目は請求額の 100% の罰金。
  - 2 回目以降は請求額の 200% の罰金。
  - 3 回目以降は請求額の 300% の罰金。
2. インボイスを無断で印刷し、個人で使用することに対しては一定の罰金がインボイスごとに科される
3. インボイスの印刷を許可なく行った場合、2000 万キップ/回の罰金が科される。
4. 海外でのインボイスの印刷は、未使用のインボイスに対して、50 万キップ/冊の罰金が科されます。税金の還付を計算した上で使用されたインボイスに対しては、20 万キップ/セットまたは 1,000 万キップ/頭の罰金が科される。
5. その他の印刷ライセンスを使用する、または他人の印刷ライセンスを使用する場合は、1,500 万キップ/回の罰金が科される。
6. 一般販売用のインボイスを印刷した場合は 200 万キップ/冊の罰金が科される。
7. 自分のインボイスを他人に渡した、もしくは他人のインボイスを使う場合、100 万キップ/セットまたは 5,000 万キップ/冊の罰金が科される。
8. 連番でないインボイスの発行は、インボイスのセットの場合は 10 万キップ/セット、インボイスシートの場合は 10 万キップ/シートの罰金が科される。
9. 本政令第 8 条に基づき、不正確または不完全なインボイスの内容を記載または印刷した場合、インボイスのセットの場合は 50 万キップ/セット、インボイスシートの場合は 50 万キップ/枚の罰金が科される。
10. インボイスの内容が一致しないまま同一セットで印刷された場合、500 万キップ/セットの罰金が科され、税務当局は最も高い金額のインボイスを使用して税金を計算することになる。
11. メディアへの告知、ウェブサイトへの掲載、その他を行わずにインボイスを使用した場合、100 万キップの罰金が科される。



12. 顧客または取引先にインボイスを発行せずに商品およびサービスを販売した場合、1,500 万キップ/回の罰金が科され、販売した商品およびサービスの価値に応じて付加価値税が計算される。
13. 商業的実体のない（すなわち、商品やサービスの実際の売買がない）取引に対してインボイスが発行された場合、インボイスに記載または印字された金額の 100%が罰金として科される。
14. 商品・サービス販売記録プログラムを通じてインボイスを発行したり、許可なく電子インボイスを使用した場合、1,500 万キップ/回の罰金が科され、当局は暦年に基づいて毎月の商品・サービス販売リストを検査し情報を持ち込み、納税義務を完全に計算することになる。
15. 損失インボイスが税務当局に通知されなかった場合、本政令第 27 条に定める場合を除き、すべてのインボイスブックに対して 2,500 万キップ/セットの罰金、および 1 億キップ/ブックの罰金が科される。
16. 承認されていないインボイスもしくは電子インボイスが期限内に破棄された場合、1,000 万キップ/回の罰金が科される。
17. 不正インボイスを所持していた場合、200 万キップ/冊の罰金が科される。
18. インボイスの印刷と使用を所轄税務所に報告しなかった場合、10 万キップ/月または 120 万キップ/年の罰金が科される。

## 第 19 章 ラオス財務報告基準（以下、LFRS）の導入に関する最新情報

2021年1月1日以降、Non-PIE（大企業（Les）、中小企業（SME））は、2020年2月4日付財務省発行 No.0369/MoF の第4条で規定された財務省が承認した財務諸表および会計帳簿の形式に従って、勘定および明細を保持しなければならない。ただし、2022年までの年度の財務諸表は、LFRS<sup>9</sup>に準拠している必要がある。

### LFRS の導入

1. LFRS に準拠した財務諸表（2022年12月31日に終了した年度の財務諸表）の最近の提出状況
  - ▶ 非公開企業（以下、Non PIE 企業）に対し、大企業の多くは、LFRS 会計原則、LFRS FS テンプレート（ガイドライン）、LFRS 勘定科目表の一部を適用し、財務諸表を作成・提出している。
  - ▶ 完全な準拠は得られていない。
  - ▶ LFRS 会計原則のうち、大企業が適用するのが難しい項目は10程度ある。
2. 2022年の提出に関する経理部門の期待事項
  - ▶ 2022年にすべてのNPIEがLFRSに完全準拠すること。
3. その他
  - ▶ 会計マニュアル（厳守）

上記のとおり、LFRSでは、Non PIEの日系企業は、財務省が承認した財務諸表と会計帳簿を保持し、2023年3月31日までにラオス政府に2022年度分を提出しなければならないとされている。

### 主要な変更点

#### 1. 主要な変更点・LFRS 会計コード

会計帳簿は、下記の七つのクラスに分類されている。

- ▶ クラス 1:流動資産
- ▶ クラス 2:非流動資産
- ▶ クラス 3: 純資産
- ▶ クラス 4: 負債
- ▶ クラス 5: 会社間取引勘定-仮勘定
- ▶ クラス 6: 費用
- ▶ クラス 7: 収入

下記の表は、ラオス会計 2009年度のタイプと会計コードのLFRS チャートのタイプとの間の主要な変化の比較を示している。

コード	2009年ラオス会計	コード	大企業向けLFRSと中小企業向けFRS（更新会計基準）
1	資産	1	流動資産
2	負債	2	非流動資産
3	純資産	3	純資産
4	資産・負債	4	負債
5	仮勘定	5	非財務諸表
6	費用	6	費用
7	収入	7	収入

<sup>9</sup> LFRS については「ラオス投資ガイドブック（税務会計編）2021」第6章、「ラオス投資ガイドブック 2022」第19～20章も参考のこと。

## 2. 主要な変更点 - LFRS による財務諸表の表示

	2009年ラオス会計		大企業向け LFRS と中小企業向け FRS (更新会計基準)
A	アカウントコード 1,2,3,4,5 を含む資産	A	アカウントコード 1 および 2 を含む資産
B	アカウントコード 1,4,5 を含む負債	B	アカウントコード 4 を含む負債
C	アカウントコード 1 を含む資本	C	アカウントコード 3 を含む資本
D	アカウントコード 6 を含む費用	D	アカウントコード 6 を含む費用
E	アカウントコード 7 を含む収入	E	アカウントコード 7 を含む収入

### 主要な変更点 - 財務諸表への注記に関する LFRS

財務諸表に対する注記は下記のとおり。

➤ 一般的な情報	➤ 作成基準および会計方針
➤ 見積りの不確実性の主な要因	➤ 収益
➤ 従業員給付費用	➤ 借入費用
➤ 法人税等	➤ 棚卸資産
➤ 金融資産	➤ 子会社、関連会社および共同支配企業に対する投資
➤ 有形固定資産	➤ のれん以外の無形固定資産
➤ のれん	➤ 金融負債
➤ 引当金	➤ その他注記

### 大規模企業の多くが拠していない LFRS のセクション

LFRS の規定で、遵守されていない項目は下記の 10 項目です。

- 第 9 章 連結財務諸表と個別財務諸表
- 第 13 章 棚卸資産
- 第 19 章：企業結合とのれん
- 第 21 章：引当金と偶発債務
- 第 26 章：株式報酬
- 第 27 章：資産の減損
- 第 28 章：従業員給付
- 第 30 章：外貨換算
- 第 33 章：関連当事者の開示
- 第 35 章 LES の FRS への移行

## IFRS と LFRS の主な相違点

IFRS と LFRS の主な相違点は以下のとおり。

1. 有形固定資産-LFRS 第 17 章、第 20 章、第 25 章、IAS 第 16 号、IFRS 第 16 号
2. 政府補助金会計-LFRS 第 24 章および IAS 第 20 号
3. 収益認識-LFRS-第 23 章、IFRS 第 15 号および IFRS 第 7 号
4. 引当金、偶発債務、偶発資産-LFRS 第 31 条および IAS 第 20 号  
主な相違点の詳細については、**付録**をご参照のこと。

## 第 20 章 LFRS の実務上の問題点

### LFRS 導入における現在の困難な状況

税務当局は、2021 年以降に LFRS（大企業向け LFRS または中小企業向け LFRS）を導入するよう Non-PIE（非公開企業）に義務付けている。会計法の実施に関するガイドライン（No.531/MOF）によると、公布された LFRS（FRS とも呼ばれる）を遵守しない法人は、第 9 章に記載されているように罰則を受けるとされている。

MoF/Accounting 部門（以下、AD）および税務局は、2021 年度の財務諸表（以下、FS）提出時に、20%の Non-PIE が LFRS のフォーマットにも準拠しておらず、LFRS 会計コードを使用して FS を作成し当局に提出したことを確認した。問題の多くは、Non-PIE が依然として現金主義会計、国際会計、FRS を採用していること、財務諸表の会計帳簿が古いフォーマットに基づいていること、また会計記録に関するガイドラインの会計マニュアルがないことである。80%の Non-PIE は、LFRS の FS テンプレート（ガイドライン）と LFRS の勘定科目表のみに基づいて FS を報告・作成しているが、LFRS に完全準拠していない（すなわち LFRS の原則が適用されていない）ことが判明した。2021 年度には、これらの企業に対して罰金は科されなかった。AD は、これらの企業がまだその過程にあることを認め、LFRS への完全準拠は 2022 年度となる見込みであるとのメモを 21 年度に発行している。しかし、当該問題は AD と TD が 2022 年の間に解決しなければならない大きな問題である。2022 年度には、LFRS の原則を可能な限り遵守していることを確認し、その上で、遵守・非遵守事項のギャップレポートを作成し、企業が解決・遵守のために多大な努力をしたことを示す必要がある。

### 年次会計モニタリング証明書または会計コンプライアンス証明書（以下、「ACC」）

年次証明書は、法人が登録されている財務省（以下、「MOF」）の会計部門/類似部門（例：MOF のビエンチャン財務部門）から取得しなければならない。この証明書は、年次会計モニタリング証明書または会計コンプライアンス証明書（ACC）と呼ばれている。この証明書は、企業の会計がラオスの会計法規に準拠していることを証明するもので、会計部門によって発行される。この証明書は、納税管理・検査の参考となり、企業の完全な会計処理を促進するものである。

### 罰則以外の措置

ラオスの税制下で登録された法人が、所得税法第 14 条に基づく財務報告基準を遵守していない場合、税務当局は、法人の法人税のエクスポージャーを計算するために「みなし利益率」法の使用を検討する。この方法は、売上総利益にみなし粗利率を適用し、法人税の推定額を算出するもの。つまり、費用計上の否認、赤字処理の否認などに影響を与えることになる。しかし、これは 1 年間のみ適用され、法人は翌年以降、所得税法第 14 条にある LFRS に準拠しなければならない。もし、翌年度に準拠しない場合、罰金/ペナルティの措置は、税務および会計上の罰則から構成される。これらは、税金の部分については、所得税法第 72 条および改正法第 73 条に基づき、会計の部分については、会計に関する法律の実施に関する指針第 531/MOF 号の第 3 部 B に基づき、罰則が規定されている。重大な違反があった場合、当局は、当該企業の関連規制当局と調整し、ERC、事業許可、投資許可の停止、取消しを要求する権利を有し、また、個々のケースの重大性に応じて関連法に基づく処罰を受ける。

## 【コラム：税務会計に関するQ&A】新FRSの適用証明について

Q 弊社は前回決算書提出時に財務省からの会計システムの証明書を受け取っていました。新FRSの適用証明は、このような証明書を持って判断されるという理解で良いのでしょうか？

A 財務省が発行した証明書は、年次会計監査証明書または会計コンプライアンス証明書(ACC)です。納税の管理・検査の参考となるラオスの会計基準に企業の会計が準拠していることを確認し、企業の完全な会計コンプライアンスを奨励するためのものです。この例では二つの項目がありました。

項目 1 について、同社の会計はラオス会計システム FY2020 に準拠し、APIS プログラム（MOF から承認されている会計ソフト）を使用していることがわかります。一方、ラオス会計システム 2020 年度版は、2020 年 2 月 4 日付 MOF 第 369/MOF 号に基づき、LFRS に基づいた財務諸表の枠組み/フォーマットおよび Non PIE 用の新勘定表が適用されると規定されています。

項目 2 については、2013 年 12 月 26 日付経理法第 47/NA 第 25 条に基づき、経理マニュアルを整備することが記載されており、未対応の問題があることが判明しました。2022 年には、FY2022 期の財務諸表と ACC 申請書を提出する前に、2022 年度中に会計マニュアルを完全に作成する必要があります。ただし、会計マニュアルは 2023 年 3 月 31 日までに財務諸表および ACC 申請書と一緒に提出されなければなりません。

上記のように、PIE 以外の企業は、財務諸表のフォーマットや勘定科目に基づいて財務諸表を報告・作成していますが、LFRS に完全準拠していない（すなわち、原則が適用されていない）ことがあります。しかし、MOF 会計部門（以下、「AD」）は、これらの企業の多くがまだ処理中であることに気づき、2021 年度中に AD の権限でメモを発行し、2022 年度中に LFRS に完全準拠する必要があるとして、まだ罰金を科さないことを決定しました。そのため、2022 年度の決算は、LFRS に完全準拠した形で作成される必要があります。しかし、これは 2022 年度に AD が解決しなければならない大きな課題あり、2022 年度には、LFRS の原則を可能な限り遵守していることを確認し、コンプライアンス項目およびノンコンプライアンス項目のギャップレポートを作成し、会社が解決と遵守のために多大な努力をしたことを示す必要があります。

付録：IFRS と LFRS の主な相違点

No.	領域	IFRS に基づく要求事項	LFRS に基づく要求事項	逸脱の可能性
1	有形固定資産-LFRS 第 17 章、第 20 章、第 25 章、IAS 第 16 号、IFRS 第 16 号			
1.1	有形固定資産 (PPE) の当初認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>この会計基準では、建設期間 (IDC) に帰属する支払利息を資産化することが規定されている。建設期間終了後、PPE に帰属する支払利息は収益費用として処理されるべきものであること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準では、建設 (IDC) 期間中の利息の資産化に関する要件は規定されていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設 (IDC) 期間中の支払利息を資産計上しない場合、IFRS では PPE が過小評価されることになる。</li> </ul>
1.2	PPE の当初認識後の測定	<p>会計基準では、PPE の事後測定について、以下の二つの方法のいずれかを選択することが規定されている。組織は、以下の方法のいずれかを選択することができるが、使用する方法は、すべてのクラスの PPE について一貫していなければならない。</p> <p>原価法：原価法に従って、報告日までの減価償却累計額と減損損失を差し引いた金額で PPE を測定する必要がある。</p> <p>再評価法では、報告日における PPE の公正価値を決定し、その公正価値で資産を処理する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準では、PPE の事後測定について原価法を規定している。</li> </ul> <p>原価法に基づき、組織は PPE を原価から報告日までの減価償却累計額および減損損失を控除した金額で測定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LFRS は再評価方法の選択肢を提供していない。</li> </ul> <p>LFRS の要求事項を遵守している組織は、事後認識において再評価法を選択することはできない。</p>

No.	領域	IFRS に基づく 要求事項	LFRS に基づく 要求事項	逸脱の可能性
1.3	リース資産の分類および報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>更新された会計基準では、ファイナンス・リースおよびオペレーティング・リースの区分は規定されていない。</li> <li>組織は、使用権資産を貸借対照表で資産として認識し、リース期間にわたって同じように償却すべきである。</li> <li>リース債務は貸借対照表上、負債として認識されるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この会計基準では、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに分類することが規定されている。</li> <li>ファイナンス・リースの場合、組織は使用権資産を資産として、リース債務を負債として貸借対照表に認識する必要がある。</li> <li>オペレーティング・リースである場合、リース料は費用として処理される。この場合、貸借対照表での認識は必要ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LFRS に違反した企業の資産および負債は、オペレーティング・リースの場合、IFRS 適合企業に比べ、使用権資産およびリース債務の価値分だけ過小評価されることになる。</li> </ul>
1.4	借入費用の資産計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS では、資産建設のために調達した借入金に対して発生した建設期間中の利息の資産計上を義務付けている。</li> <li>建設期間終了後の利息は損益計算書に計上される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入費用に関する LFRS では、借入費用を有形固定資産の取得原価と一緒に資産化することは要求されていない。</li> <li>また、有形固定資産に関する LFRS では、借入費用は有形固定資産の取得原価の一部ではなく、発生した時点で費用として認識しなければならないとされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 準拠の財務諸表と比較して、LFRS 準拠の財務諸表では PPE が過小評価され、支払利息が IDC の金額だけ過大評価されることになる。</li> </ul>



2.	政府補助金会計-LFRS 第 24 章および IAS 第 20 号			
No.	領域	- IFRS に基づく要求事項	LFRS に基づく要求事項	逸脱の可能性
2.1	政府補助金の認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準では、資産の資金調達のために 受領した政府補助金の認識について、以下の二つの選択肢を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の金額を資産の取得価額から 控除し、その純額を資産として認識することができる。</li> </ul> </li> <li>補助金の額は繰延収益として認識し、資産の耐用年数にわたって償却することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>また、資産の調達のために 受領した政府補助金の取り扱いについては、会計基準では黙示されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LFRS は、資産の取得/建設のために受け取った補助金の取り扱いを 規定していない。</li> <li>政府補助金によって調達された資産の評価は、IFRS に準拠している企業と LFRS に準拠している企業の帳簿上では異なることになる。</li> </ul>
3	収益認識 - LFRS-第 23 章および IFRS-第 15 号、IFRS-第 7 号			
3.1	貸倒損失および貸倒引当金繰入額	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業は、債務者の予想信用損失を測定する際に、実務上の方法を使用することができる。</li> <li>実務上の便宜を図る例として、引当金 マトリックスを用いた売上債権の予想 信用損失の計算がある。</li> <li>企業は、売上債権に関する過去の貸倒実績（必要に応じて調整）を用いて、売上債権（金融資産）の 12 カ月の予想信用損失または耐用年数の予想信用損失を見積もることになる。</li> <li>引当金マトリックスでは、例えば、売上債権の期日経過日数に応じて一定の引当率（例えば、期日経過していない場合は 1%、期日が 30 日未満の場合は 2%、期日が 30 日以上 90 日未満の場合は 3%、期日が 90～180 日の場合は 20%等）を 定めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LFRS では売上債権に対する貸倒引当金の算定について、予想信用損失やその他のアプローチは規定されていない。</li> <li>LFRS では、貸倒引当金の 算定は会計における慎重の 概念にもとづき、見積りベースで行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IFRS 準拠の財務諸表では、LFRS に基づく財務諸表よりも売上債権に対する引当金の方がより正確であると考えることができる。</li> </ul>

No.	領域	IFRS に基づく要求事項	LFRS に基づく要求事項	逸脱の可能性
4.	引当金、偶発債務、偶発資産-LFRS 第 31 章および IAS 第 37 号			
4.1	引当金および偶発事象の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計基準では、引当金や偶発負債の現在価値を計算する際に使用した割引率を開示するよう定めている。</li> <li>また、会計期間中に割引率を変更した場合には、その変更内容も開示しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>LFRS は、引当金および偶発負債の現在価値の算定に用いられた割引率および割引率の変更に関する開示について沈黙している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>割引率の非開示や割引率の変更は、LFRS に準拠した組織の場合、財務諸表の利用者に不完全な情報を提供することになる可能性がある。</li> </ul>